羽村市障害者計画 第7期羽村市障害福祉計画 第3期羽村市障害児福祉計画

計画期間 令和6年度~令和8年度

答申

羽村市障害者計画等審議会

はじめに

本審議会では、令和6年度を始期とする羽村市障害者計画、第7期羽村市障害福祉計画及び第3期羽村市障害児福祉計画の策定について、計7回の審議会を開催し、審議を進めてきました。

近年の障害者施策の動向では、令和5年3月に国において第5次障害者基本計画が、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとして策定されました。

また、障害のある人の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や、多様な就労ニーズに対する支援の推進等を趣旨として、令和4年12月に「障害者総合支援法」等が改正されたほか、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月からは、事業者による合理的な配慮の提供が努力義務から義務になります。

このように、障害のある人を取り巻く状況が変化する中、審議会においては、引き続き「ともに生きる地域社会"はむら"の創造」を基本理念に設定しながら、基本的視点に掲げる、「人権の尊重」、「自己決定の尊重」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進」の観点から、次期計画における施策及び事業並びにサービス見込量やその確保の方策について検討してまいりました。

本審議会における、市長からの諮問に係る「羽村市障害者計画、第7期羽村市障害福祉計画及び第3期羽村市障害児福祉計画について」の審議結果は後述のとおり となります。

本答申をもとに、「ともに生きる地域社会"はむら"の創造」の基本理念の実現を目指し、羽村市の障害者福祉施策がより促進されることを期待しております。

令和5年12月27日

羽村市障害者計画等審議会 会 長 雨 倉 久 行

目 次

第	§ 1	章	計i	画 0	つ策	.定	にす	あた	:つ	て	-													
	1.	計	画策	定の	り趣	旨·	背景	릙⋅⋅				٠.								 	 	 		3
	2 .	計	画策	定の)過	程··														 	 	 		5
	3.	計	画の	位置	置づ	け・・														 	 	 		6
	4.	計	画の	期間	引															 	 	 		7
	5 .	S	D G	s	(持:	続可	能な	よ開	発目	目標	票)									 	 	 		8
笋	§ 2	章	障	害者	首を	取	りき	多く	状	沈]													
			の障																					
			礎調																					
			れま																					
	4 .	取	り組	む~	(き	主な	課是	<u>夏</u> ··												 	 	 	;	36
貧	§ 3	章	計ī	画₫	込基	本	的な	よ考	え	. 方	ī													
	1.	基	本理	念·																 	 	 	٠.,	41
	2 .	基	本的	視点	[41
			本目																					
	4 .	施	策の	体系	<u>ج</u> ٠٠٠															 	 	 	,	45
笋		-	施釒	-																				
	基之	本目	標 1	٤ .	≤ ₺	に生	きる	る地	域~	づく	(1)									 	 	 	,	49
	基を	本目	標 2	. 🕏	せい	して	サ-	- ビ	スる	を利	刂用	で	きん	るた	上組	み	ゔ・	くり		 	 	 	;	54
	基を	本目	標 3	. É	立自	を支	援る	する	基語	盤一	づく	IJ			٠.					 ٠.	 	 	٠٠;	59
	基を	本目	標 4	. 京	尤労	と社	会耄	多加	のほ	支援	受の しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	充	実·							 	 ٠.	 	(65
	基を	本目	標 5	. 🕏	全全	・安	心力	ょま	ちつ	づく	(1)									 	 	 	(69
	基之	本目	標 6	. <u>B</u>	章害.	児の	健々	さか	な育	育成	戈の	た	め	のす	を援	<u>:</u>				 	 	 	'	72
觧	§ 5	章	障	害者	⋚ •	障:	害児	₹ <i>σ.</i>) 福	弘	<u>.</u> サ		- ビ	゛ス	、拍	Ĺ進								
	(5	第 7	期羽	村市	 障	害福	祉言	十画	• 🕏	第3	3 期	羽	村ī	市陸	言言	児	福祉	止計	画)					
	1.	令	和 8	年月	きの	目標	値·													 	 	 	;	3
	2 .	障	害福	祉士	-	ビス	のり	₹込	み』	量 と	: 確	保	策·							 	 	 	9	91
	3.	障	害児	のネネ	畐祉 [·]	サー	・ビフ	く見	込á	み量	ځ∄	確	保兌	策·						 	 	 	- 9	98
	4.	地	域生	活式	を援!	事業	の 5	見込	み』	률 と	: 確	保	策·							 	 	 	1	00

第 6	章 計画の推進に向けて
1.	計画推進のために・・・・・・・・・107
2.	計画の点検と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料	編
1.	羽村市障害者計画等審議会条例······111
2.	羽村市障害者計画等審議会委員名簿· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.	審議会の審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
4.	用語解説

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

市では、平成21年2月に、障害者基本法に基づく「羽村市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「第2期羽村市障害福祉計画」を一体的に策定し、「ともに生きる地域社会"はむら"の創造」を基本理念として、障害者施策を総合的に推進してきました。

その後、平成24年3月には「第3期羽村市障害福祉計画」、平成27年3月には「羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画」、平成30年3月には「羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画」、令和3年3月には「羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児福祉計画」とこれまで6期にわたって計画を策定し、「ともに生きる地域社会」を目指したまちづくりを展開してきました。

第6期計画の策定の際には、国の指針を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築への取組みや、障害児の健やかな育成のための発達支援、障害者の社会参加を支える取組みなど、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に見直しました。

国においては、共生社会の実現に向けて、障害者施策の基本的な方向を定めるものとして令和5年3月に「第5次障害者基本計画」を策定しました。

また、障害のある人の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や、多様な就労ニーズに対する支援の推進等を趣旨として、令和4年12月に障害者総合支援法*が改正されました。さらに、障害児に対しての施策として「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律」の施行(令和3年9月施行)など、支援の充実に向けた様々な施策が実施されています。

この度、第6期計画が計画期間満了を迎えるにあたり、国の障害者施策の動向や障害のある人を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、新たに第7期計画を策定し、「ともに生きる社会の実現」「住みなれた地域で自立した生活」ができるよう、市の基本理念と施策の方向性を示すとともに、障害者施策の総合的な展開を図ります。

<障害者施策をめぐる近年の動き>

■「障害者基本法 |の改正 ■

平成23年8月施行。この法律においては、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義に「社会的障壁」を明記し、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。

■「障害者虐待防止法*」の成立 ■

平成23年6月成立。市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■「障害者差別解消法」の改正 ■

平成28年4月に施行され、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。令和3年6月に改正法がが公布され、事業者による合理的な配慮の提供義務化などが規定されています。令和6年4月1日施行。

■「第5次障害者基本計画 lの策定 ■

令和5年3月策定。令和5年度から令和9年度までの5年間。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとして策定されています。

■「障害者総合支援法」の改正 ■

令和4年12月成立。障害者の地域生活や就労の支援の強化などにより、障害者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進などに関する措置を講ずることが規定されました。一部を除き令和6年4月1日から施行。

■「児童福祉法」の改正 ■

令和4年6月成立。児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化し、孤立化や支援が十分に利用されていない状況などを踏まえ、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化や支援の質の向上などのための改正が行われました。一部を除き令和6年4月1日から施行。

■ その他関連法令の制定 ■

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月施行)
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年5月施行)
- ・こども家庭庁設置法・こども基本法(令和5年4月施行)

◎第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容

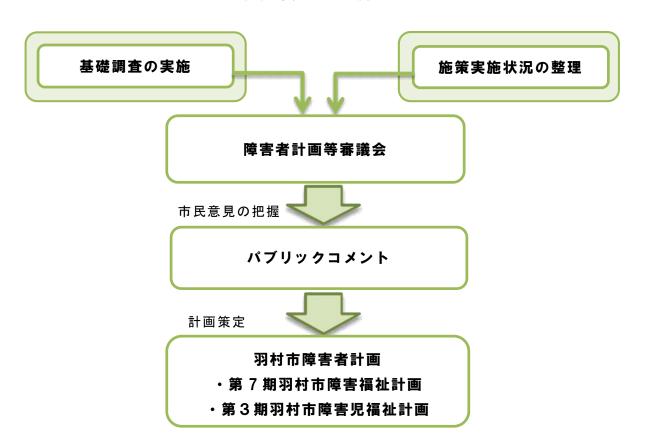
令和5年度に策定される第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画については、 国の基本指針の中で、地域共生社会の実現に向け、精神障害者や障害児、発達障害*者への支援を一層充実することとし、「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障害児の健やかな育成のための発達支援」「障害福祉人材の確保・定着」「障害者の社会参加を支える取組定着」を推進することとされています。

2. 計画策定の過程

計画の策定に先立ち、基礎調査を実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。 基礎調査結果や市の施策の実施状況などをもとに、知識経験者・関係機関代表者・住 民代表などで構成された羽村市障害者計画等審議会において、現状の課題や今後の取組 みの方向性が幅広く審議されてきました。

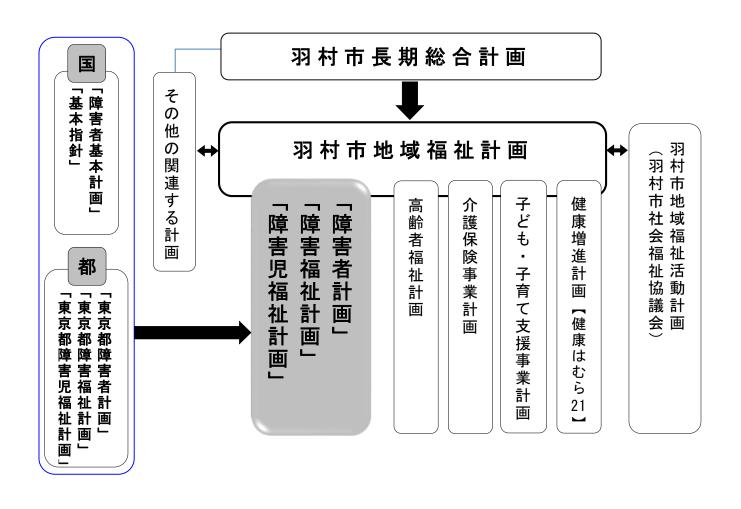
また、計画策定の過程で、パブリックコメント*を実施し、広く市民意見を反映して 策定されています。

≪計画策定までの流れ≫



3. 計画の位置づけ

- この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、市における身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病*患者に対する障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。
- 国の「障害者基本計画」「基本指針」、東京都の「東京都障害者計画」「東京都障害福祉計画」「東京都障害児福祉計画」を踏まえ、「第六次羽村市長期総合計画」「第六次羽村市地域福祉計画」を上位計画として、市における障害者施策に関する基本的な指針とします。



障害者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画 として策定されるものです。障害福祉サービス、 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確 保に関する事項を明らかにするものです。

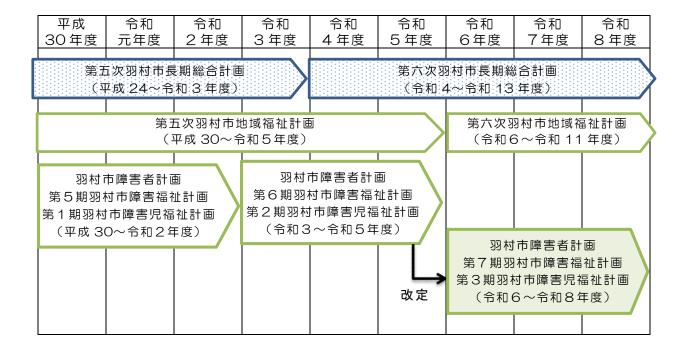
障害児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応する必要が生じた場合は、 計画の見直しを行います。



5. SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成27 (2015)年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

SDGsでは、世界レベルだけでなく、地域レベルでの取組みも求められており、令和 4年2月に策定した第六次羽村市長期総合計画では、基本計画に掲げる各施策を推進することで、SDGsの達成に取り組んでいくこととしています。

SUSTAINABLE GEALS DEVELOPMENT



本計画で関連する主なSDGsの目標は以下のとおりです。



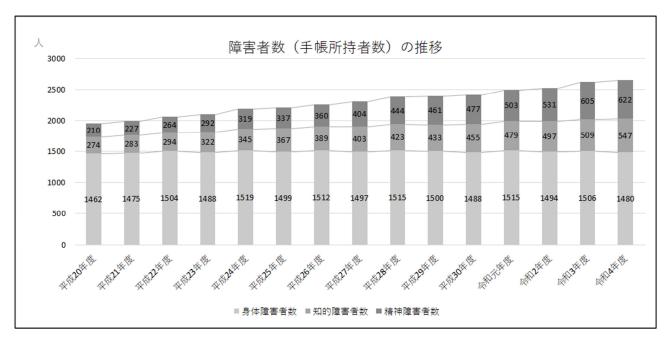
第2章 障害者を取り巻く状況

1. 市の障害者の状況

(1) 障害者数(手帳所持者数)の推移

市の障害者数 (手帳所持者数) は令和4年度末現在、全体で2,649人、その内訳は身体障害者が1,480人、知的障害者が547人、精神障害者が622人となっています。

総人口に占める障害者の割合は身体障害者が2.72%、知的障害者が1.00%、精神障害者が1.14%となっています。身体障害者については横ばい、知的障害者と精神障害者は年々緩やかに増加する傾向が続いています。



※ 各年度とも年度末実績

(単位:人)

年度	総人口	合計	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
平成20年度	57,622	1,946	1,462	274	210
十成20千度	51,022	3.38%	2.54%	0.48%	0.36%
亚式21左连	E7 E07	1,985	1,475	283	227
平成21年度	57,587	3.45%	2.56%	0.49%	0.39%
平成22年度	57,623	2,062	1,504	294	264
十八八八十八八十八八十八八十八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	57,025	3.58%	2.61%	0.51%	0.46%
平成23年度	57./10	2,102	1,488	322	292
干成23年及	57,419	3.66%	2.59%	0.56%	0.51%
平成24年度	57,234	2,183	1,519	345	319
十八八八十八八十八八十八八十八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	51,234	3.81%	2.65%	0.60%	0.56%
平成25年度	EC 927	2,203	1,499	367	337
干成25平及	56,837	3.88%	2.64%	0.65%	0.59%
平成26年度	56,604	2,261	1,512	389	360
干成20平及	30,004	3.99%	2.67%	0.69%	0.64%
平成27年度	56,355	2,304	1,497	403	404
十八八十八	50,555	4.09%	2.66%	0.72%	0.72%
平成28年度	56,244	2,382	1,515	423	444
十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	50,244	4.24%	2.69%	0.75%	0.79%
平成29年度	55,710	2,394	1,500	433	461
十八八23千尺	55,710	4.30%	2.69%	0.78%	0.83%
平成30年度	55,607	2,420	1,488	455	477
十八30千度	55,007	4.35%	2.68%	0.82%	0.86%
△ 和二左座	EE 2E1	2,497	1,515	479	503
令和元年度	55,354	4.51%	2.74%	0.87%	0.91%
令和2年度	E 4 70E	2,522	1,494	497	531
市和24及	54,725	4.61%	2.73%	0.91%	0.97%
△和2左帝	E4 600	2,620	1,506	509	605
令和3年度	54,609	4.80%	2.76%	0.93%	1.11%
令和4年度	54,504	2,649	1,480	547	622
卫和4千/支	54,504	4.86%	2.72%	1.00%	1.14%

[※] 総人口は各年度の1月1日現在

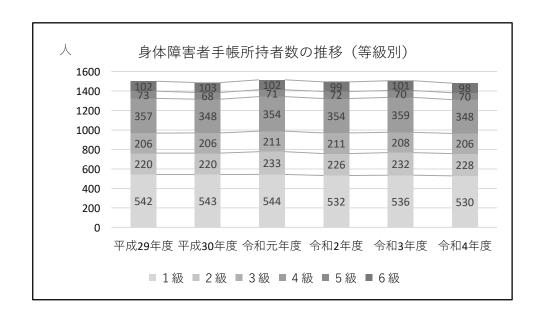
[※] 障害者数は、各年度3月31日現在

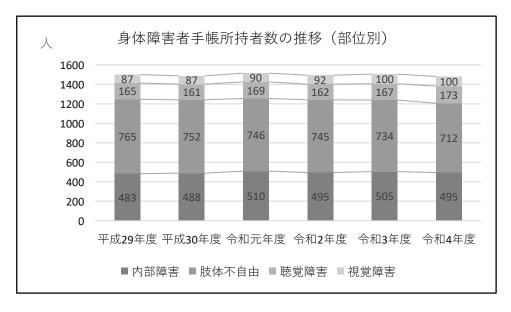
^{※ %}の表記は総人口に占める割合。四捨五入の関係で各障害の足し上げが合計と一致しない場合がある。

(2) 障害者(児)の動向

① 身体障害者

市における身体障害者手帳*所持者数は、令和4年度末現在、1,480人となっています。 等級別の状況は、1級が530人(全体の35.8%)で最も多く、次いで4級が348人(同23.5%) と多くなっています。近年では増減を繰り返し、全体的に横ばいの状態が続いています。 部位別の状況は、肢体不自由が712人(同48.1%)を占め、内部障害*が495人(同33.4%)、 聴覚障害が173人(同11.7%)、視覚障害が100人(同6.8%)となっています。





※ 各年度とも年度末実績

(単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	542	543	544	532	536	530
	36.1%	36.5%	35.9%	35.6%	35.6%	35.8%
2 級	220	220	233	226	232	228
	14.7%	14.8%	15.4%	15.1%	15.4%	15.4%
3 級	206	206	211	211	208	206
	13.7%	13.8%	13.9%	14.1%	13.8%	13.9%
4 級	357	348	354	354	359	348
	23.8%	23.4%	23.4%	23.7%	23.8%	23.5%
5 級	73	68	71	72	70	70
	4.9%	4.6%	4.7%	4.8%	4.6%	4.7%
6 級	102	103	102	99	101	98
	6.8%	6.9%	6.7%	6.6%	6.7%	6.6%
合計	1,500	1,488	1,515	1,494	1,506	1,480

- ※ 各年度とも年度末実績
- ※ %の表記は全体に占める割合

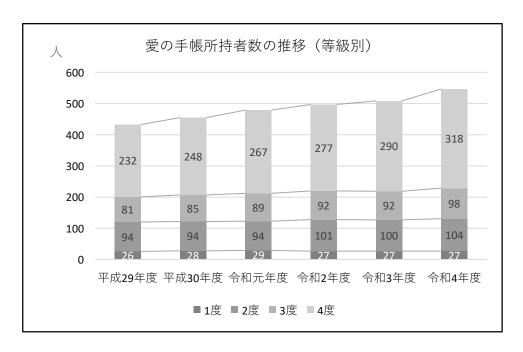
(単位:人)

部位別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内部障害	483	488	510	495	505	495
	32.2%	32.8%	33.7%	33.1%	33.5%	33.4%
肢体不自由	765	752	746	745	734	712
	51.0%	50.5%	49.2%	49.9%	48.7%	48.1%
聴覚障害	165	161	169	162	167	173
	11.0%	10.8%	11.2%	10.8%	11.1%	11.7%
視覚障害	87	87	90	92	100	100
	5.8%	5.8%	5.9%	6.2%	6.6%	6.8%
合計	1,500	1,488	1,515	1,494	1,506	1,480

- ※ 各年度とも年度末実績
- ※ %の表記は全体に占める割合

②知的障害者

愛の手帳*所持者数は、令和4年度末現在、547人となっており、増加傾向にあります。 手帳の等級別では、4度が318人(全体の58.1%)で最も多く、2度が104人(同19.0%)、 3度が98人(同17.9%)、1度が27人(同4.9%)となっています。平成29年度と比較すると、4度の占める割合が増えています。



※ 各年度とも年度末実績

(単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1度	26	28	29	27	27	27
	6.0%	6.2%	6.1%	5.4%	5.3%	4.9%
2度	94	94	94	101	100	104
	21.7%	20.7%	19.6%	20.3%	19.6%	19.0%
3度	81	85	89	92	92	98
	18.7%	18.7%	18.6%	18.5%	18.1%	17.9%
4度	232	248	267	277	290	318
	53.6%	54.5%	55.7%	55.7%	57.0%	58.1%
合計	433	455	479	497	509	547

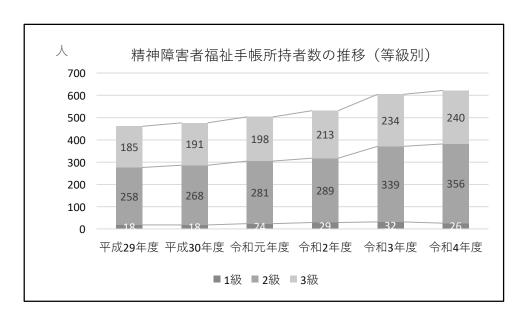
※ 各年度とも年度末実績

※ %の表記は全体に占める割合

③精神障害者

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、令和4年度末現在、622人となっており、増加傾向にあります。手帳の等級別では、2級が356人(全体の57.2%)で最も多く、3級が240人(同38.6%)、1級が26人(同4.2%)となっています。平成29年度と比較すると、2級、3級の占める割合が増えています。

自立支援医療* (精神通院) 利用者数は、令和4年度現在、1,628人となっています。



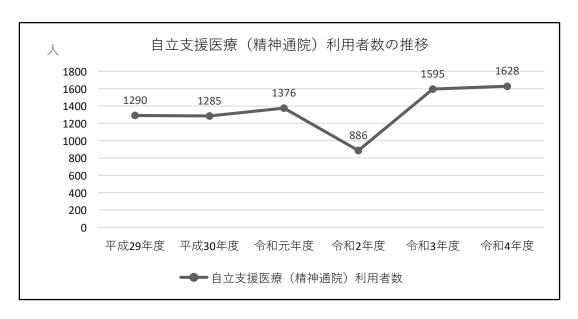
※ 各年度とも年度末実績

(単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	18	18	24	29	32	26
	3.9%	3.8%	4.8%	5.5%	5.3%	4.2%
2級	258	268	281	289	339	356
	56.0%	56.2%	55.9%	54.4%	56.0%	57.2%
3級	185	191	198	213	234	240
	40.1%	40.0%	39.4%	40.1%	38.7%	38.6%
合計	461	477	503	531	605	622

※ 各年度とも年度末実績

※ %の表記は全体に占める割合

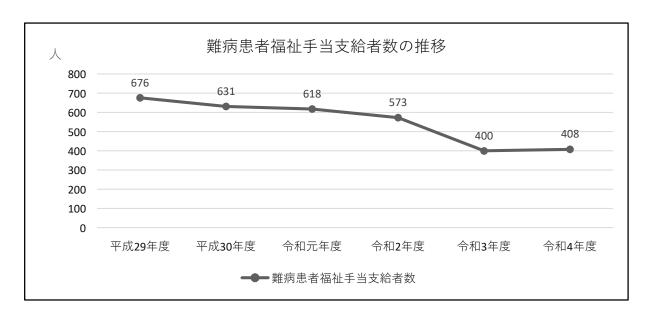


※ 各年度とも年度末実績

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度は自立支援医療費申請の自動延長する措置が 取られたため、利用者数が減となっています。

4)難病患者

難病患者福祉手当受給者は、令和4年度末現在、408人となっており、支給要件改正後 横ばいで推移しています。

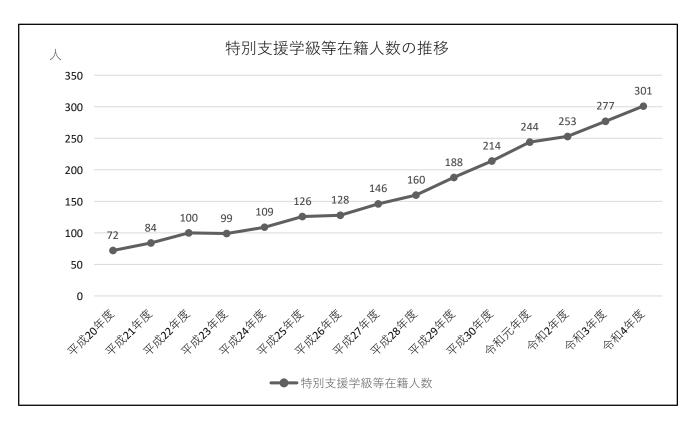


※ 各年度とも年度末実績

※受給要件の改正に伴い、令和2年8月より、「所得が一定以上」「心身障害者福祉手当受給」「施設入所」 「生活保護の受給」のいずれかに該当する場合は対象外としています。

(3) 就学の状況

市内の小学校 4 校、中学校 2 校に特別支援学級を設置しているほか、特別支援教室を 小・中学校全校に設置しています。特別支援学級等の在籍人数は、令和 4 年 4 月 1 日現 在301人となっており、年々増加しています。



※ 各年度4月1日現在

学年別特別支援学級等在籍人数 (単位:人)

	1年生	2 年生	3年生	4年生	5 年生	6年生
小学校	10	13	58	41	41	42
中学校	44	28	26			

※ 令和4年5月1日現在

2. 基礎調査の結果

1 調査の概要

◇調査目的:障害者計画等の策定にあたり、障害のある人が現在、どのような生活をされているか、また、どのようなサービスや取組みを必要とされているかといった声をお聞かせいただき、計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

◇調査対象者: 市内居住の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)*受給者証、マル都*医療券の各所持者

◇調査期間:令和4年10月~11月

◇調**查方法**:郵送配布·郵送回収

◇回収状況:配布数:750件、回収数:384件、回収率:51.2%(前回54.3%)

※以下の結果において、比率(%)の算出は、調査数(n)を基数とし、小数第二位を四捨五入して表示しています。このため、比率の合計が100%にならない場合があります。

2 結果の概要(抜粋)

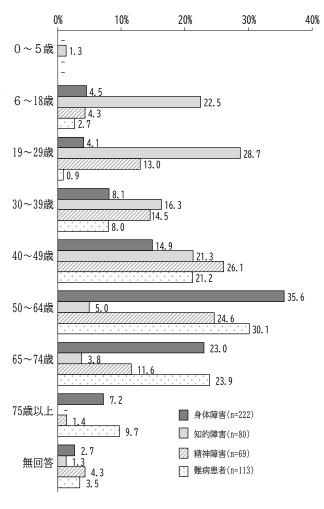
回答者の年齢

年齢構成は、障害によって違いがみられ、身体障害者では、「50~64歳」が35.6%で最も多く、次いで、「65~74歳」23.0%、「40~49歳」14.9%と中高年齢層に多くみられる。

知的障害者では、0~49歳までの幅 広い世代にわたって多くみられる。

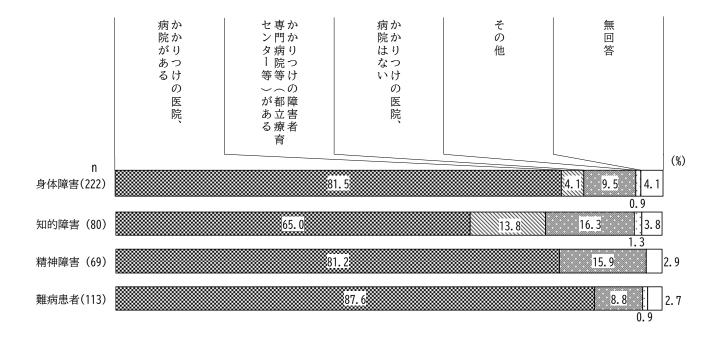
精神障害者では、6~74歳までの幅広い世代にわたって多くみられる。

難病患者では、40~74歳にかけて 20%以上となっている。



医療や保健について

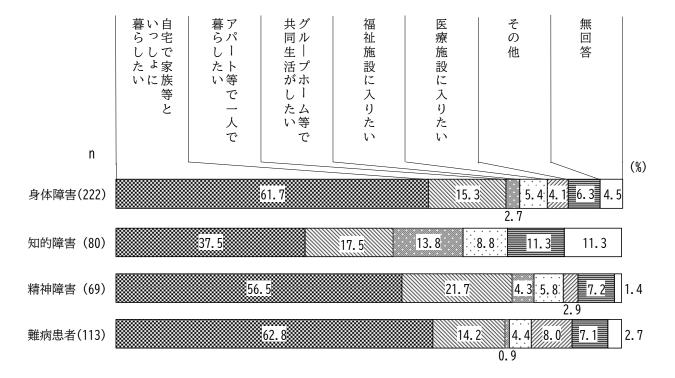
《かかりつけの医院、病院の有無について》



かかりつけの医院、病院の有無は、身体障害者、精神障害者、難病患者では、「かかりつけの医院、病院がある」が80%以上となっている。また、知的障害者では、「かかりつけの医院、病院がある」は65.0%であるが、「かかりつけの障害者専門病院等(都立療育センター等)がある」が13.8%と他の障害より多くなっている。

住まいについて

《将来の希望する暮らし方》



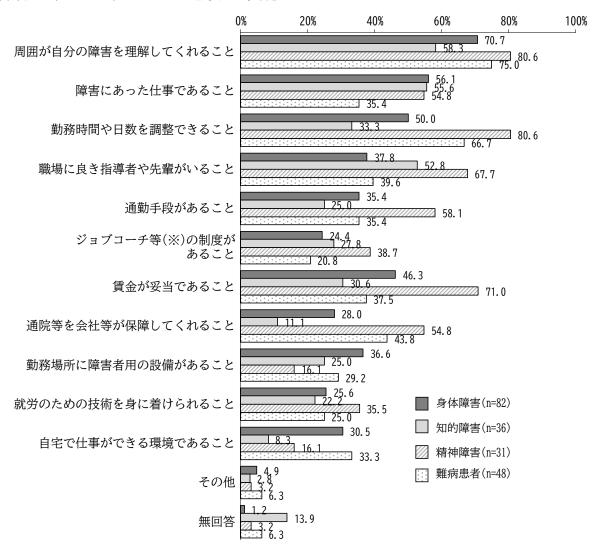
将来希望する暮らし方は、いずれの障害でも、「自宅で家族等といっしょに暮らしたい」 が最も多く、特に身体障害者と難病患者では 60% 台となっている。

知的障害者では、「グループホーム*等で共同生活がしたい」が 13.8%、「福祉施設に入りたい」が 8.8%と入所を希望する人が他の障害より多くなっている。

また、精神障害者では、「アパート等で一人で暮らしたい」が 21.7%となっている。

就労について

《障害のある人が働くために必要な環境》



※ ジョブコーチ (職場適応援助者)とは、障害のある人の働いている職場へ付き添い、職場の中で人間関係や労働習慣の習得、コミュニケーションの仲立ち等をお手伝いし、一人で仕事ができるまで手助けする指導員のことです。事業所の方に対する受入れ体制整備等の助言も行います。

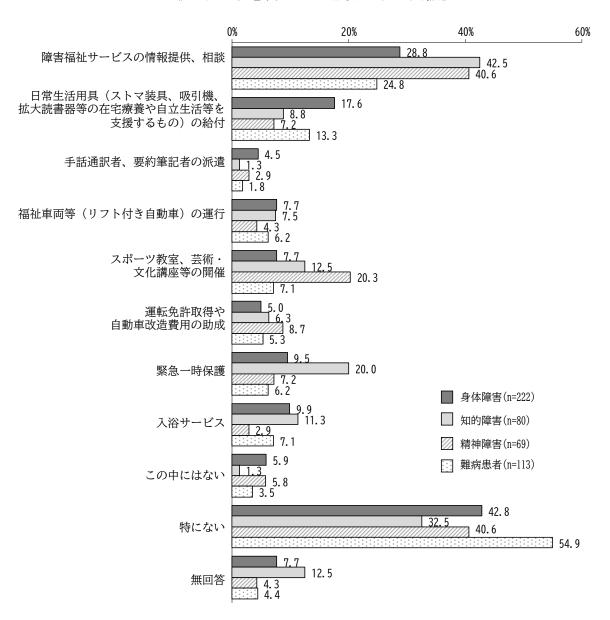
障害がある人が働くために必要な環境は、いずれの障害でも、「周囲が自分の障害を理解 してくれること」が最も多く50%以上となっており、特に身体障害者、精神障害者、難病 患者においては70%以上となっている。

知的障害者と精神障害者では、「障害にあった仕事であること」、「職場に良き指導者や先輩がいること」が50%から60%台となっている。

さらに、精神障害者では、「勤務時間や日数を調整できること」、「賃金が妥当であること」 が70%以上と多くなっている。

障害福祉サービスについて

《日常生活を営む上で必要とする支援》

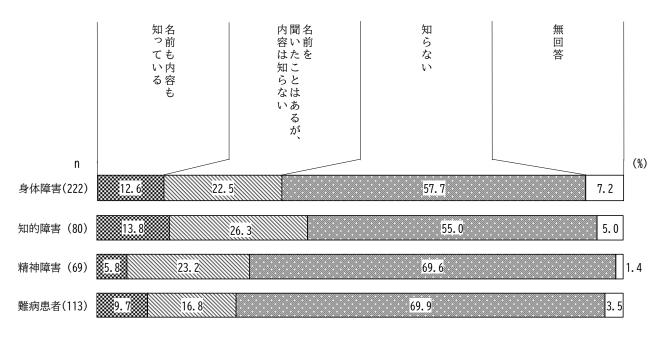


日常生活を営む上で必要とする支援は、いずれの障害でも、「障害福祉サービスの情報提供、相談」が最も多く、特に知的障害者、精神障害者では 40% 台となっている。

また、身体障害者と難病患者では、「日常生活用具*(ストマ*装具、吸引機、拡大読書器等の在宅療養や自立生活等を支援するもの)の給付」、知的障害者と精神障害者では、「スポーツ教室、芸術・文化講座等の開催」、知的障害者では、「緊急一時保護」が他の障害より多くなっている。

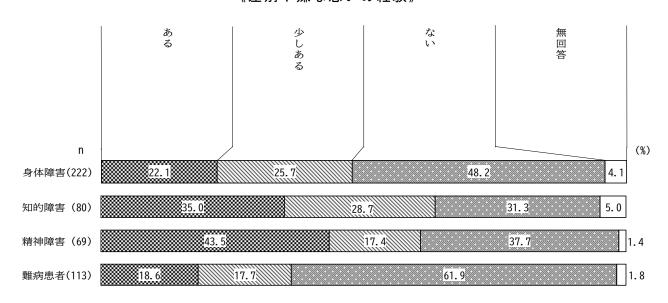
権利擁護について

《障害者差別解消法の認知》



障害者差別解消法の認知は、「名前も内容も知っている」は 13.8%以下とわずかである。また、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」はいずれの障害でも 20%前後となっており、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」をあわせた『認知している』は身体障害者、知的障害者、では 40%前後、精神障害者、難病患者では 20%台となっている。

《差別や嫌な思いの経験》

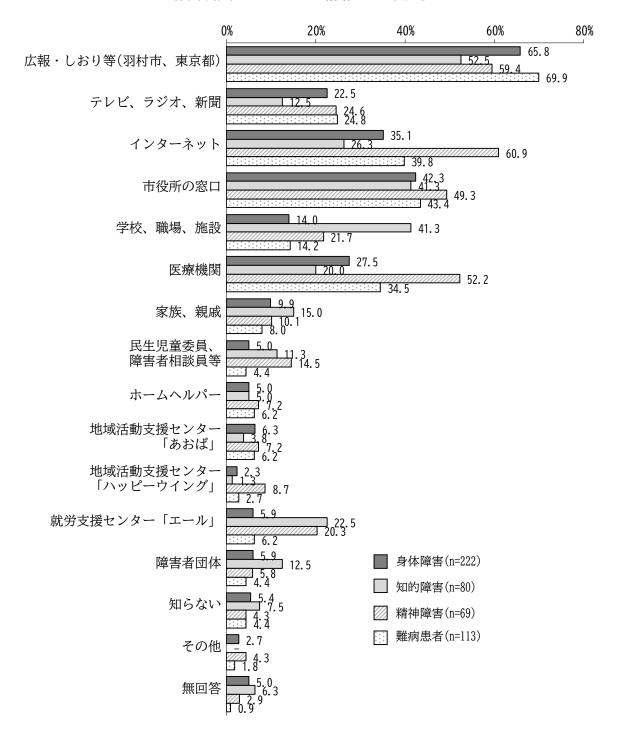


差別や嫌な思いをした経験は、「ある」と「少しある」をあわせた『ある』は知的障害者、 精神障害者で半数を超えており、特に知的障害者では 63.7%となっている。

一方、身体障害者、難病患者では、「ない」が多く、難病患者では61.9%となっている。

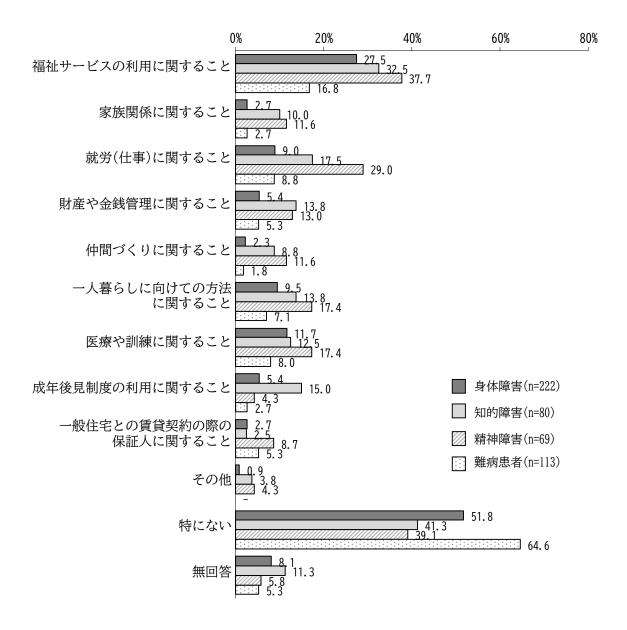
障害福祉サービス等の情報提供・相談支援について

《障害福祉サービスの情報の入手先》



障害福祉サービス等の情報入手先は、身体障害者、知的障害者、難病患者で、「広報・しおり等(羽村市、東京都)」が50%から60%台で最も多く、精神障害者では、「インターネット」が60.9%で最も多くなっている。次いで、身体障害者と難病患者では、「市役所の窓口」が、それぞれ42.3%、43.4%、精神障害者では、「広報・しおり等(羽村市、東京都)」59.4%となっている。

《相談したい内容》

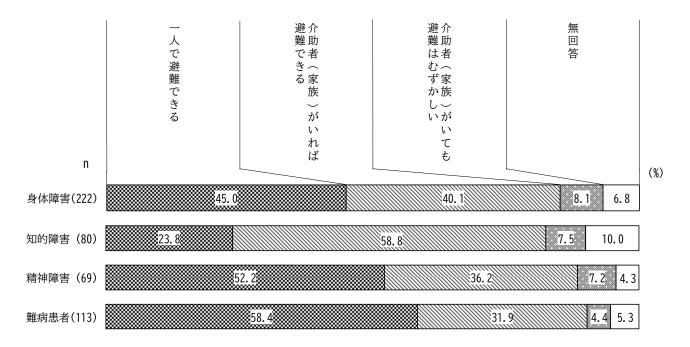


市内の相談機関に相談したいことは、いずれの障害でも、「福祉サービスの利用に関すること」が最も多くなっている。次いで、身体障害者では「医療や訓練に関すること」11.7%、知的障害者と精神障害者、難病患者では、「就労(仕事)に関すること」がそれぞれ17.5%、29.0%、8.8%となっている。

一方、身体障害者と難病患者では、「特にない」が50%台から60%台と多くなっている

災害時の対応について

《災害発生時の避難の可否》



災害時の避難の可否は、「一人で避難できる」は、難病患者では 58.4%、精神障害者では 52.2%、身体障害者では 45.0%となっている。知的障害者では、「一人で避難できる」が 23.8%と他の障害より少ないが、「介助者(家族)がいれば避難できる」 58.8%を合わせると 82.6%が避難可能となっている。

福祉施策について

《力を入れてほしい障害者福祉施策 (障害別 上位5項目)》

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害	各種相談・情報提供の 充実	障害者への理解と 協力	介助、援助体制の 充実	障害者等に配慮した バリアフリーの推進	非常時に備えた体制 づくり
n=222	45. 9%	27. 5%	27. 0%	26. 1%	18. 0%
知的障害	グループホーム等の 住宅施策の推進	各種相談・情報提供の 充実	一般就労の援助、就労の場の確保/障害者への 理解と協力		作業所等福祉的 就 […] D場の拡充 *
n=80	32. 5%	31. 3%		25. 0%	•
精神障害	各種相談・情報提供の充実/障害者への理解と 協力		一般就労の援助、 就労の場の確保	介助、援助体制の 充実	作業所等福祉的 就労の場の拡充
n=69		49. 3%	33. 3%	21. 7%	14. 5%
難病患者	各種相談・情報提供の 充実	介助、援助体制の 充実	障害者への理解と 協力	障害者等に配慮した バリアフリーの推進	一般就労の援助、 就労の場の確保
n=113	54. 9%	30.1%	25. 7%	21. 2%	19. 5%

行政に特に力を入れてほしい障害者福祉施策は、身体障害者と難病患者では、「各種相談・情報提供の充実」がそれぞれ 45.9%、54.9%で最も多くなっている。知的障害者の「グループホーム等の住宅施策の推進」32.5%と、精神障害者の「障害者への理解と協力」49.3%がともに多く、他の障害より 20 ポイント以上多くなっている。

3. これまでの取組み

(1) 施策の実施状況

前期計画期間中(令和3年度~令和5年度)においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、交流や活動の機会に制限のある状況が続きましたが、感染予防対策を講じながら事業を実施し、地域づくりや自立支援など、以下の施策に取り組んできました。

前計画の取組み① ともに生きる地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支えあい、協力しあって生きることのできる 地域づくりに取り組んできました。

- ・地域自立支援協議会の下部組織である権利擁護部会において、虐待や差別についての事例検討を行っています。権利擁護部会については、差別事例の解消の受け 皿となる「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能を部会の役割の一つと して位置づけています。
- ・羽村市社会福祉協議会に成年後見制度*の相談窓口を設置し、相談支援体制を整備しています。
- ・虐待通報に関する通報・届出に関しては、情報収集や聞き取りなどを行い、状況 に応じた対応を行っています。
- ・障害理解の促進として、毎年、様々な側面からテーマを選定し、令和3年度は知 的障害者の高齢化、令和4年度は精神障害や発達障害のある人を抱える家族をテ ーマに、市民向け講演会を実施しました。また、「広報はむら」に差別解消法に関 する記事を掲載しました。
- ・学校教育においては、各教科や総合的な学習の時間などを活用して、福祉体験、 職場体験学習を実施してきました。
- ・ボランティアの育成については、羽村市社会福祉協議会への支援を行うとともに、 市としても手話通訳者の養成講座を実施しています。

前計画の取組み② 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

利用者が自らの判断で各種サービスを選ぶことができるよう、情報提供、相談支援体制の整備、サービス提供事業者の質の向上に取り組んできました。

・市公式サイトに読み上げ機能や文字拡大機能を設けるほか、市民ボランティアに よる「声の広報」を作成し配布しています。また、市の福祉情報を1冊にまとめ た「ふれあい福祉のしおり」を作成しています。

- ・聴覚や視覚に障害のある人への、情報を受け取るための支援として、ファクシミ リや拡大読書器などの給付を行いました。
- ・聴覚障害のある人の地域生活をサポートするため、手話通訳者や要約筆記者など の派遣を行いました。また、手話通訳の養成を目指し、養成講座を実施しました。
- ・録音図書や大活字本を収集し、障害者用図書などの充実を図るとともに、障害者 関係の資料展示により、普及啓発を行いました。
- ・障害福祉課をはじめ、健康課、高齢福祉介護課、子育て相談課、子育て支援課、 教育支援課などが、障害のある人のライフステージ*にあわせて、連携をしなが ら支援を行っています。
- ・高次脳機能障害者支援促進事業を実施し、当事者・家族からの相談体制を整備するとともに、医療機関や地域の支援機関等、関係機関との連携を強化しました。
- ・ 障害福祉サービス事業所や地域の支援機関等との意見交換や事例検討などにより、 関係機関との連携強化と、事業所の質の向上を図りました。
- ・共同生活援助や障害児通所支援事業所の指導検査を実施し、サービスの質の向上 を図りました。

前計画の取組み③ 自立を支援する基盤づくり

適切な支援を受けながら自立した生活を送ることができるとともに、その家族の負担を和らげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実に取り組んできました。

- ・訪問系サービスや生活介護、短期入所などの介護給付、移動支援などの提供については、計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等が障害のある人の意向 や状況を確認しながら、関係機関と連携してサービスの提供を行っています。
- ・「就労継続支援」や「生活介護」など、障害のある人の自立のための訓練や就労、 日中の活動について支援を行っています。
- ・障害のある人の外出を支援するため、「福祉有償運送事業*(ふれあいキャリー)」 への支援、ガソリン・タクシー費用の助成などを行っています。
- ・精神障害者グループホーム1か所(定員5人)、知的障害者グループホーム3か所 (定員20人)が新設され、居住支援サービスの充実が図られました。
- ・様々な問題を抱えた本人や家族からの相談に応じ、面接や訪問などを行うほか、 必要な場合は医療機関や福祉サービスにつなげています。

前計画の取組み④ 就労と社会参加の支援の充実

就労支援、生活を彩るスポーツやレクリエーション、文化芸術活動を行う環境 の整備に努めてきました。

- ・就労については、羽村市就労支援センター「エール」による就労相談や職場定着支援、 再就職支援などを行ってきました。「エール」では就労面と生活面の支援を一体的に 行い、社会生活に役立つ講座も行っています。
- ・就労を希望する障害者の職場体験の場として、市役所内実習を毎年実施しています。
- ・「スポーツ・レクリエーションのつどい」については、新型コロナウイルス感染症の 拡大により令和2年度から4年度の3年間は開催できませんでしたが、スポーツの機 会拡充や、公共施設を利用する際の減免制度などを通して、スポーツ活動を支援して います。また、普及啓発のため、シッティングバレーやボッチャの競技種目体験教室 や、ボッチャ大会を開催し、障害者スポーツの普及・啓発に取り組んできました。
- ・障害者週間*に合わせ、市役所において「障害者作品展」を開催し、障害者の文化活動の場を提供しています。

前計画の取組み⑤ 安全・安心なまちづくり

まちのバリアフリー*化や災害時の対応など、障害のある人が、地域の中で安心して生活できるよう取り組んできました。

- ・道路交通環境の整備については、歩行の支障のある箇所については、適宜、樹木の撤去や、点字ブロックの修繕などを行いました。
- ・会館や公園のトイレの洋式化工事や公園手洗い自動水洗化を実施するなど、バリアフリー化を進めました。
- ・災害対策基本法をふまえ、避難行動要支援者制度の運用し、避難行動要支援者名 簿を作成し、地域の防災力の向上を図りました。また、令和4年度には、個別避 難計画の作成に着手しました。
- ・ひとり暮らしの重度障害者が緊急事態に陥った時に消防署に通報をする救急直接 通報システム事業に加え、救急代理通報システム(民間型)事業を実施しています。 また、聴覚に障害のある人が属する世帯や75歳以上の人のみで構成される一部の 世帯に対し、戸別受信機の貸与を行っています。

前計画の取組み⑥ 障害児の健やかな育成のための支援

乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない障害児支援や、障害児福祉サービス を充実する取り組みを行いました。

- ・個別相談や健康診査、幼稚園・保育園等への巡回相談の機会などにおいて、発達支援の必要な子どもやその保護者からの相談を受け、医療機関や教育・福祉部門と連携を図りながら支援を行いました。
- ・子どもの情報や関係する各機関の記録を1冊に記録することができる「はばたきファイル*」を作成し、配布しています。
- ・令和2年度に設置した羽村市地域自立支援協議会の専門部会である「児童支援部会」 において、関係機関の支援の実際や制度について共有し、意見交換を行っています。
- ・市内には児童発達支援の事業所6か所、放課後等デイサービスの事業所8か所が開設され、障害児通所支援を実施しています。平成30年度より、市内の障害児相談支援事業所と障害児通所支援事業所を対象とした連絡会を開催し、事業所間の連携強化と学び合いを推進しています。
- ・インクルーシブ教育*システムの構築を目指して、小・中学校へ特別支援学級を設置しています。令和4年4月には、羽村第三中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開級しました。また、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要としている児童・生徒のために特別支援教室「はばたき教室」を、市内小・中学校全校に設置しています。
- ・成人期への移行支援として、特別支援学校との情報共有や、年齢到達前に制度に関する説明や調整を行い、スムーズな移行をはかっています。

2) 障害福祉サービスの実施状況

障害福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業(指定相談支援)等

(1か月あたり)

サービ	っ種別	単位	実総	責値		計画値		対計画
, – C	へ性が	十四	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、		時間	1,782	1,783	1,805	1,985	2,184	89.8%
重度障害者等		人	106	102	97	102	107	100.0%
療養介護		人	11	11	10	10	10	110.0%
生活介護		人日分	1,997	2,118	2,036	2,056	2,076	103.0%
土冶기량		人	102	108	101	102	103	105.9%
	福祉型	人日分	220	191	217	230	243	83.0%
短期入所		人	63	68	61	64	66	106.3%
	医療型	人日分 人	16	12 5	35 11	35 11	35 11	32.9% 45.5%
		人日分	7	2	20	20	20	9.5%
自立訓練(機)	能訓練)	人	1	1	1	1	1	100.0%
点上=W体 /件:	·エ=!!! (本)	人日分	122	82	120	120	120	68.1%
日立訓練(生)	自立訓練(生活訓練)		11	10	9	9	9	111.1%
计		人日分	280	351	200	220	240	159.5%
就労移行支援		人	31	41	16	17	18	241.2%
就労継続支援	(Л Ж І)	人日分	100	161	120	120	120	133.8%
机力 松松 人工	(八里)	人	8	9	6	6	6	150.0%
就労継続支援	(R #J)	人日分	3,066	3,188	3,100	3,140	3,180	101.5%
がたり 本型本元 文 1及	(D ±)	人	203	207	180	182	184	113.7%
就労定着支援		人	8	12	8	8	8	150.0%
自立生活援助		人	0	1	1	1	1	100.0%
共同生活援助 (グループホ	- L)	人	113	131	80	82	84	159.8%
施設入所支援		人	53	55	49	49	49	112.2%
計画相談支援		人	102	112	85	90	95	124.0%
地域移行支援		人	1	0	2	2	2	0.0%
地域定着支援		人	0	0	2	2	2	0.0%

^{※「}人日」は月あたりの延べ利用日数

②障害児通所サービス等

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実絹	責値		計画値		対計画
サービス性が	十17	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
旧在邓丰市	人日分	143	184	110	110	110	167.3%
児童発達支援	人	37	57	25	25	25	228.0%
放課後等デイサービス	人日分	1,510	1,671	1,470	1,750	2,080	95.5%
	人	139	146	127	147	170	99.3%
保育所等訪問支援	人日分	1	0	4	8	12	0.0%
体目別守初问又拨	人	1	0	1	2	3	0.0%
医療型児童発達支援	人日分	0	0	8	8	8	0.0%
区僚至元里光廷又拔	人	0	0	1	1	1	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	人	37	48	45	63	88	76.2%
コーディネーターの設置	人	1	2	_	_	1	

^{※「}人日」は月あたりの延べ利用日数

③地域生活支援事業

(1年あたり)

		32 /L	実総	責値		計画値		対計画
サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
理解促進研修	・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	100.0%
	障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	100.0%
扣談士怪車業	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	100.0%
相談支援事業	基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	有	_
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	_
成年後見制度和		人	0	0	1	1	1	0.0%
意思疎通	「手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	14	13	20	20	20	65.0%
支援事業	手話通訳者設置事業	か所	1	1	1	1	1	100.0%
	介護・訓練支援用具	件	2	8	10	10	10	80.0%
	自立生活支援用具	件	7	8	7	7	7	114.3%
	在宅療養等支援用具	件	8	8	10	10	10	80.0%
日用生活用具 給付等事業	情報・意思疎通支援用具	件	8	7	5	5	5	140.0%
	排泄管理支援用具	件	1,320	1,229	1,350	1,360	1,370	90.4%
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	1	3	3	3	33.3%
	その他	件	0	0	1	1	1	0.0%
手話通訳者養成 (登録見込者数		人	5	5	7	8	9	62.5%
投動士授事業		人	74	73	82	83	84	88.0%
移動支援事業		時間	7,384	7,769	11,000	11,120	11,240	69.9%
地域活動支援	あおば	人	21	16	20	20	20	80.0%
センター	ハッピーウィング	人	33	30	40	40	40	75.0%
日中一時支援	 事業	人	0	1	5	5	5	20.0%
訪問入浴サービス事業		人	2	2	2	2	2	100.0%
自動車改造費助成事業		人	1	0	1	1	1	0.0%
自動車運転教習費助成事業		人	0	2	3	3	3	66.7%
火災安全システ	テム事業	人	0	0	1	1	1	0.0%
ショートスティ	(*事業【市制度】	人	0	0	1	1	1	0.0%

^{※「}人日」は月あたりの延べ利用日数

4. 取組むべき主な課題

これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、次のような取組むべき課題もあります。

1 ともに生きる地域づくり

- ■基礎調査結果では、障害者差別解消法の認知は低い状況であり、差別解消や権利 擁護を推進するため、差別解消法や成年後見制度について、障害のある人やその 家族に普及啓発が必要です。
- ■基礎調査結果では「差別や嫌な思いをしたことがある人」が知的障害、精神障害 で半数を超えています。
- ■虐待防止に関しては、引き続き普及啓発が必要です。
- ■基礎調査結果では行政に特に力を入れてほしい障害者施策要望として「障害者への理解と協力」が精神障害では最も高くなっています。
- ■基礎調査結果の自由意見では、障害への理解が深まってほしいとの声や、障害に 関する情報発信を望む声がありました。外見ではわからない障害についての理解 を求める声も複数ありました。
- ■市内のボランティア団体による福祉活動の活性化に向けた方策を検討する必要が あります。

2 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

- ■基礎調査結果では、障害福祉サービス等の情報の入手先は、いずれの障害でも「広報・しおり等(羽村市、東京都)」が最も多いですが、障害によっては「インターネット」も多くなっています。
- ■基礎調査結果では、日常生活を営む上で必要とする支援は、いずれの障害でも「障害福祉サービスの情報提供、相談」が最も多くなっています。
- ■基礎調査結果では、行政に特に力を入れてほしい障害者福祉対策は、身体障害、 精神障害及び難病患者で「各種相談・情報提供の充実」が1位となっており、ニ ーズに合った情報提供と、必要な情報が得られる仕組みが必要です。
- ■相談内容が、多様化しているため、関係部署や機関との連携を強化し、相談支援 体制の充実が求められています。
- ■多様化する支援に適切に対応するため、連絡会や個別の情報提供など、事業所の 質の向上に向けた取り組みが必要です。
- ■障害福祉サービスの提供を担う、人材の確保が課題となっています。

3 自立を支援する基盤づくり

■いずれの障害でも、「食事を作ること」「外出の際の移動・通院」「各種申請の手続き」「緊急時の避難・連絡」が高い傾向にあります。

基礎調査結果では、知的障害において、支援が必要とされるものが多岐にわたっており、生活のなかで多くの支援が必要な傾向があります。精神障害についても、割合は知的障害者よりも少ないものの、同様の傾向がみられます。

- ■基礎調査結果では、「今後、利用したいサービス」は、身体障害では「訪問系サービス」「施設入所」が多く、知的障害者では「共同生活援助」「自立生活援助」「短期入所」が多くなっています。精神障害については「就労定着」「自立生活援助」、難病患者については「訪問系サービス」「療養介護」が多い傾向にあります。
- ■基礎調査結果では、将来希望する暮らし方は、全ての障害で「自宅で家族等といっしょに暮らしたい」が多くなっています。知的障害は、他の障害よりも「自宅で家族等といっしょに暮らしたい」の割合が少なく、「アパート等」「グループホーム等」が他の障害よりも多い傾向にあります。なお、前回と比較して、「アパート等」が増え、「グループホーム等」が減っています。
- ■障害のある人からの相談内容は、病状や治療内容・体調管理に関するもののほか、 サービス利用、経済困窮、家庭内の問題など多岐にわたるため、多機関と連携し 支援していく必要があります。

4 就労と社会参加の支援の充実

- ■基礎調査結果では、「働く上での問題点」として、「収入が少ない」が多く挙げられており、「職場で障害についての理解がない」についても比較的多く挙げられています。また、障害がある人が働くために必要な環境としては「周囲が自分の障害を理解してくれること」が最も多く挙げられています。精神障害については、「勤務時間や日数を調整できること」「賃金が妥当であること」も多くなっています。「希望する日中の過ごし方」については、「現在の活動場所で過ごしたい」がもっとも多いですが、精神障害については、「違った過ごし方をしたい」が他の障害よりも多くなっています。
- ■基礎調査の自由記入では、就労の難しさや障害への理解、通院や体調管理に関する困難さについての声があります。
- ■外出については、「ほとんど外出しない」との回答が身体障害と精神障害で1割以上あります。外出をしない理由として、身体障害、精神障害、難病患者においては「障害が重い・体調がよくない」が3割を占めますが、精神障害では「外出が面倒だ」が6割近くを占めています。「外出の際の困ることや不便に思うこと」は、精神障害では「お金がかかりすぎる」、身体障害と知的障害では「歩道に問題が多

- い」が比較的多くなっています。
- ■障害のある人の参加に配慮した、スポーツ文化活動事業の実施に努める必要があります。

5 安全・安心なまちづくり

- ■「外出の際の困ることや不便に思うこと」は、身体障害と知的障害では「歩道に 問題が多い」が比較的多くなっています。
- ■公共施設や駅施設などのバリアフリー化は、施設の整備・改修などに合わせ進めていますが、今後も継続が必要です。
- ■基礎調査結果では、「災害時の避難の可否」は、知的障害については「一人で避難できる」が他の障害の半数以下となっています。数は少ないですが、「介助者(家族)がいても避難は難しい」との回答があります。
- ■「避難行動要支援者制度を活用している」と回答した人は少ないことから、今後、活用の方法を検討し、普及啓発を推進する必要があります。災害時においてお互いに支え合い、地域の中でつながりを持つために理解を求めていく必要があります。

6 障害児の健やかな育成のための支援

- ■市内小中学校にある特別支援学級及び特別支援教室などに在籍する児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。
- ■「切れ目のない子育て支援」のため、関係部署・機関での情報共有と連携強化が 引き続き必要です。
- ■医療的ケア児の支援については、関係機関が連携して支援を行っていますが、成 長に応じた支援の実施に向けて、さらなる支援体制づくりが求められています。
- ■放課後等デイサービスの事業者は、年々増加しており、サービスも受けやすくなっていますが、市内には重症心身障害児*や医療的ケア児を対象とする事業者がないことが課題です。
- ■基礎調査の「進路の選択について不安なこと」の自由記入に、義務教育や特別支援学校の卒業後など、進学や就労、通所先などに不安があるとの声があります。
- ■義務教育や特別支援学校の卒業後など、学校の関わりが終了した後の支援体制の 充実が課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「ともに生きる地域社会"はむら"の創造」

市では、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、支えあい協力しあって暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指してきました。そのためには、すべての人が、障害者福祉について関心や理解を深めることが必要です。また、障害のある人の自己選択と自己決定を尊重し、意思決定支援に配慮することも重要です。

引き続き「ともに生きる地域社会"はむら"の創造」を基本理念として、障害のある人がそれぞれのライフステージにふさわしい支援を受けながら、自分らしく暮らすことができるよう包括的な支援施策を推進し、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

2. 基本的視点

前述の基本理念のもとに、次の3つの基本的視点に立って、障害者施策を推進します。

基本的視点

人権の尊重

すべての人が等しく個人として尊重され、差別や虐待など の権利侵害のない、必要な配慮が受けられるまちづくりを 推進していきます。

基本的視点 2

自己決定の尊重

障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に 基づき、社会のあらゆる活動に参加できるようにしていき ます。

基本的視点 3

ライフステージに応じた 切れ目のない支援の推進

乳幼児期から高齢期までのライフステージのどの段階において も、途切れることなく支援を受けられる体制を整備していきます。

3. 基本目標

市は、前述の基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の6つの基本目標を設定します。

- 1. ともに生きる地域づくり
- 2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり
- 3. 自立を支援する基盤づくり
- 4. 就労と社会参加の支援の充実
- 5. 安全・安心なまちづくり
- 6. 障害児の健やかな育成のための支援

基本目標1. ともに生きる地域づくり

誰もがともに支え合い、協力し合って生きることのできる地域づくりを引き続き進めていきます。

そのため、あらゆる機会や情報媒体を通し、障害福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、すべての人が、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、障害のある人に対する差別や偏見を持つことのない地域社会の実現を目指します。

また、障害のある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、普及啓発や相談体制の充実など、権利擁護に関する施策を積極的に展開していきます。

さらに、障害のある人が、地域で自立して生活していくために、各種の福祉サービスや関係機関の支援だけではなく、地域で活動するボランティアの育成や支援など、地域の人々の協力体制を充実させていきます。

基本目標 2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

障害のある人が自分に適したサービスを自ら選択できる仕組みづくりのために、利用者の判断で各種サービスを選ぶための情報提供体制をはじめとした支援体制の整備・充実に努め、身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができるよう、サービス提供事業者の質の向上を図ります。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。 さらに、障害の種別や特性に十分配慮して、その人に合った情報提供や説明方 法について工夫し、相談や手続きの支援などに柔軟に対応ができるよう、行政を はじめとして、関係職員の理解促進を図っていきます。

基本目標3. 自立を支援する基盤づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や特性に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担を和らげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。

特に、障害のある人の病院や施設から地域生活への移行や、その後の地域生活継続や定着の支援などの課題に対応したサービス提供体制の充実を図ります。

さらに、住宅環境の整備や障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して 生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、 保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努め ます。

基本目標4. 就労と社会参加の支援の充実

障害のある人がその人の適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、就労に関する相談支援やサービスの提供などの総合的な就労支援を 実施します。また、日中活動の場を通して社会参加ができるよう支援していきます。

さらに、障害のある人が円滑にスポーツ、レクリエーション又は文化芸術活動を行うことができるよう、障害のある人の社会参加を支える取組みを推進し、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

基本目標 5. 安全・安心なまちづくり

障害のある人が地域の中で活動していくためには、移動の自由が確保され、施設が利用しやすいものとなっていることが重要です。バリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化の視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障害のある人は、災害時にさまざまな困難に直面することが考えられる ため、地域の人々と関係機関が一体となった体制を構築します。

さらに、障害のある人が、地域の中で安心して生活できるよう、防犯への取り 組みを強化していきます。

基本目標6. 障害児の健やかな育成のための支援

障害のある子どもが健やかに成長することができるよう、障害児及びその家族に対して、子育て相談や教育、保育、障害児福祉、健康の関係機関が連携し、乳幼児期から成人期への移行期まで切れ目なく子どもの成長に応じた支援を行います。

また、地域における支援体制の整備として、障害児通所支援について、障害児の障害種別や年齢別などのニーズに応じて、身近な場所で提供できるように進めていきます。

さらに、重症心身障害児・医療的ケア児について、地域における現状やニーズ を把握するとともに、地域における課題の整理を行いながら、支援体制の充実を 図ります。

4. 施策の体系

基本目標	施策の方向	主な施策
1	(1) 権利擁護と差別解消	①啓発活動の推進 ②権利擁護施策の充実 ③行政サービスにおける合理的配慮の推進
ともに生きる 地域づくり	(2) 理解と協力の促進	①福祉教育*・学習機会の拡充 ②学習・地域交流の促進 ③ヘルプカード等の活用
	(3) 地域ぐるみの協力体制の整備	①ボランティア活動の支援 ②障害者団体の支援
2	(1) 情報提供の仕組みの充実	①情報提供等の充実 ②情報のバリアフリー化の推進
安心してサー ビスを利用で きる仕組みづ	(2) 相談体制の充実	①各種相談体制の充実 ②計画相談支援体制の確保
(b)	(3) サービスの質の向上と人材の育成 と確保	①福祉サービス事業者の質の向上 ②専門職員等の資質の向上
	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②経済的支援
3 自立を支援 する基盤づく り	(2) 日中活動の充実	①活動の場の充実 ②移動手段の充実 ③日中活動を支援する施設の整備・促進
	(3)暮らしの場の確保	①障害のある人に配慮した居住の場の確保
	(4) 健康づくり	①心と体の健康づくりの推進
4 就労と社会	(1)雇用・就労の促進	①雇用·就労の促進 ②就労支援事業の充実
参加の支援 の充実	(2) スポーツ、文化活動の促進	①スポーツ、レクリエーション活動の充実 ②文化芸術活動の充実
5	(1)福祉のまちづくりの推進	①利用しやすい施設づくりの推進 ②道路交通環境の整備
安全・安心 なまちづくり	(2) 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実
	(1) 早期発見・切れ目のない支援体 制づくり	①早期発見と切れ目のない支援体制づくり
6 障害児の健 やかな育成の ための支援	(2) 就学前児童支援の充実	①障害児保育の充実 ②就学前の児童支援の推進
	(3) 義務教育期の支援の充実	①多様なニーズに応じた教育の充実 ②相談・指導の充実 ③放課後支援の充実
	(4) 成人期への移行支援	①将来への選択の支援

第4章 施策の展開

基本目標1. ともに生きる地域づくり

施策の方向(1) 権利擁護と差別解消

誰もがともに支えあい、協力しあって生活することのできる地域づくりを進めていく ためには、お互いの人格と個性を尊重しつつ、障害のある人に対する差別の解消と合理 的配慮の推進が求められています。

ともに支えあう共生社会の実現に向け、「障害者権利条約」や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「東京都障害者差別解消条例」などが制定され、その周知を引き続き行うことも必要です。様々な障害に対する理解を深める啓発活動とともに、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、人権を守る制度の周知に努めます。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な場合でも、生涯にわたってその人らしく暮らすことができるよう、権利擁護の仕組みや虐待の防止及び早期発見、発見時の迅速な対応など、権利を守るための具体的な体制の強化も必要です。

権利擁護に関する事業の周知を図り、その利用を促進するとともに、関係機関とネットワークを構築し、支援体制を整備していきます。

主な施策① 啓発活動の推進

事業名	内 容	担当課
1 障害者差別解消法への 取組み	地域自立支援協議会の部会である権利擁護部会に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、差別事例に対し適切な対応を行うとともに、障害者差別の解消と合理的配慮の提供に関する啓発を推進します。	障害福祉課
2 「障害者週間」の啓発	障害者週間にあわせ、障害のある人に対する理解を深めるため、有識者や障害のある人、その家族による講演会や作品展などの事業を実施し、障害者福祉の啓発に 努めます。	障害福祉課
3 「広報はむら」への特集 記事の掲載	障害のある人に対する理解を深めるため、「広報はむら」 への特集記事の掲載に努めます。	障害福祉課
4 インターネット等を活用 した啓発の推進	インターネット等情報手段を活用した効率的・効果的な 啓発を推進します。	障害福祉課

主な施策② 権利擁護施策の充実

事業名	内 容	担当課
5 地域自立支援協議会 の運営	障害福祉に係る地域の課題について、地域自立支援協議会やその部会において、情報を共有し地域の課題解決に向けて協議していきます。	障害福祉課
6 成年後見制度の利用 促進	成年後見制度の利用に関する相談支援を行う「利用支援機関」の運営を羽村市社会福祉協議会に委託し、制度の活用を支援するとともに、必要に応じて費用を助成します。	社会福祉課障害福祉課
7 障害のある人への虐待防止	虐待の未然の防止及び早期発見、通報・届出に関する迅速・適切な対応に努めるとともに、虐待防止に関する啓発 を行います。	障害福祉課
8 福祉サービス総合支 援事業の実施	障害のある人と高齢者のサービス利用援助や苦情対応、専門相談などの事業を、羽村市社会福祉協議会への委託により実施します。 また、福祉サービス総合支援事業の利用が促進されるよう、広報などにより市民に周知します。	社会福祉課

主な施策③ 行政サービスにおける合理的配慮の推進

事業名	内 容	担当課
9 窓口対応方法等の工夫	窓口対応について、職員は障害のある人の理解の促進に努めるとともに、手話や筆談、機器での対応など、様々な工夫により障害特性に配慮した対応に努めます。また、電子申請や郵送対応などにより市民サービスの向上に取り組みます。	関係各課
10 手話通訳者及び外国籍 市民支援員の設置	各種行政手続きや相談などについて、円滑に行うことができるよう、手話通訳者及び外国籍市民支援員(英語、スペイン語)を配置します。	秘書広報課
11 選挙における配慮	障害のある人や障害者団体等からの意見・要望を聴きながら、さらなる投票環境の向上に努めます。また、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、コミュニケーションボードの活用や点字器の貸出など、障害の特性に応じた配慮に努めます。	選挙管理委員会事務局

施策の方向(2) 理解と協力の促進

誰もがともに支えあい、協力しあうというノーマライゼーション*理念の浸透のためには、全ての人が社会のさまざまな分野において交流し、お互いの理解を深め、協力していく場をより多くつくりあげることが大切です。

特に幼少期からの教育において、ともに学び支えあう体験は、障害を理解し、ともに 支えあう意識と行動を醸成するうえでとりわけ重要な役割を果たしています。

全ての人が障害について正しく理解し、認識を持つよう関係機関と連携しながら啓発 活動を推進します。

また、学校や職場、地域におけるさまざまな活動の中で、障害のあるなしにかかわらず、ともに参加できる各種イベントの充実や、身近な場所で気軽に集まり、お互いに情報交換や相談しあえるような集いの場や機会を充実させていきます。

主な施策① 福祉教育・学習機会の拡充

事業名	内 容	担当課
12 人権教育の推進	身体障害や知的障害、精神障害など、様々な障害のある人に対する十分な認識と理解を深めるため、学校、家庭、地域との連携を図りなが、人権意識の向上を図ります。	学校教育課 教育支援課
13 福祉教育の充実	市内の小・中学校で福祉教育を推進するため、各教科 や総合的な学習の時間などでの学習を通じて、福祉意 識の醸成を図ります。	学校教育課

主な施策② 学習・地域交流の促進

事業名	内 容	担当課
14 青年学級の実施	障害のある人が自分たちで決めた活動による、様々な体験や多くの仲間とのふれあいを通じて、新しい可能性を発見し、充実した生活、自立していく力を得ることを目的に事業を推進します。	生涯学習推進課
15 交流の場の提供	「福祉センター」や「生涯学習センターゆとろぎ」などの公共施設を活用し、誰もが交流できる場づくりを進めます。	関係各課
16 学習・地域交流のため の生涯学習資料の情報 提供	自主的参加への動機づけに重要となる、きめ細かな情報提供のため、生涯学習資料(市民活動団体ガイド、団体・サークルガイド、人ネットガイド、まちづくり出前講座)の内容の拡充を図り、市公式サイトへ情報を掲載します。	生涯学習推進 課 地域振興課

主な施策③ ヘルプカード*等の活用

事業名	内 容	担当課
17 ヘルプカードの利用促 進やヘルプマーク*の啓 発	様々な機会・媒体を通じて、ヘルプカードの普及・啓発に 努めます。 また、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる目 印であるヘルプマークの啓発に努めます。	障害福祉課

施策の方向(3) 地域ぐるみの協力体制の整備

障害のある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が必要です。また、障害のある人も自分らしく地域活動に参加することも大切です。

地域ぐるみの協力体制を整備するために、ボランティア団体や市内の障害者団体の活動やネットワークづくりを支援し、地域における協力体制づくりを進めていきます。

また、地域での福祉活動に参加するきっかけづくりや、ボランティアの育成・支援など、より多くの人々の参加を促進していきます。

主な施策① ボランティア活動の支援

事業名	内 容	担当課
18 民生委員・児童委員(社 会福祉委員)活動の支援	地域福祉の「要」として、訪問活動、各種相談など、地域に根ざした福祉活動ができるよう、情報提供や人員確保などのさまざまな支援に取り組みます。また、民生委員・児童委員との連携強化に努め、地域の交流を促進します。	社会福祉課
19 福祉ボランティアの機能 強化に向けた支援	羽村市社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア活動の機能の強化に向けて支援します。	社会福祉課
20 意思疎通支援に関する 研修会の支援	障害のある人に対する理解を深め、地域の中でサポートできるボランティアを養成するため、手話講習会の開催を支援します。	障害福祉課
21 市民活動センターの充 実	市民活動を推進するため「市民活動センター」の機能の充実を図ります。	地域振興課
22 小地域ネットワーク活動の支援	地域住民が主体となって支えあいや見守りなどの実践活動を行う「小地域ネットワーク活動」の活性化や充実に向け、羽村市社会福祉協議会と共同して支援します。	社会福祉課

主な施策② 障害者団体の支援

事業名	内 容	担当課
23 障害者団体への支援	障害者団体の福祉活動の支援を目的に、その団体に対し、運営費の一部を助成します。また、障害のある人のために活動する団体を支援します。	障害福祉課

基本目標2. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

施策の方向(1)情報提供の仕組みの充実

福祉サービスを利用する際には、必要な時に情報を入手することができ、正しく情報が伝わり、選択していけることが大切です。そのためには、必要な情報を手軽に入手できるよう、市公式サイトやソーシャルネットワークを活用した情報提供を充実させることが必要です。

視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人などにおいては、情報の収集において制約を受けやすいことに十分配慮し、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に充実を図っていくことが求められます。また、市が実施する講演会や説明会などにおいて、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置し、障害があっても利用しやすいよう、情報提供の仕組みを充実していきます。

誰もがそれぞれの障害特性にあった方法で情報を受け取れるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

主な施策① 情報提供等の充実

事業名	内 容	担当課
24 「広報はむら」の充実	「広報はむら」により正確な情報をより早くよりわかりやすく提供します。また、お知らせ記事だけではなく、障害者福祉施策に関する記事を掲載します。	秘書広報課 障害福祉課
25 ウェブサイトによる情報提供	市公式サイトやソーシャルネットワークなど、ウェブサイトを使った情報提供により、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介を行います。	秘書広報課 障害福祉課
26 「ふれあい福祉のしお り」の作成・配布	市の福祉サービス事業を掲載した「ふれあい福祉のしおり」を改訂するとともに、ウェブサイトの閲覧が困難な障害のある人に対し効果的な情報提供を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
27 メール配信サービスによ る情報提供	市が実施するイベントや災害・防犯情報などのお知らせを事前に登録した携帯電話やパソコンにメールで配信します。	秘書広報課
28 第三者評価 * 情報の利 用促進	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進 し、その評価結果を参照することによるサービス利用者 の主体的な選択を支援します。	障害福祉課

主な施策② 情報のバリアフリー化の推進

事業名	内 容	担当課
29 アクセシビリティ* に配 慮したウェブサイトの作 成	誰もが使いやすくアクセスしやすいウェブサイトの作成に努めます。 また、視覚障害のある人等のために、音声読み上げ、文字拡大、色変更などが容易にできるアクセシビリティ支援ソフトを活用し、情報のバリアフリー化を進めます。	秘書広報課
30 「声の広報」の制作、配 布	視覚障害のある人等に対し、広報はむらの内容(抜粋) を朗読した「声の広報」を制作し、配布します。	秘書広報課
31日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具(情報受信装置・活字文書読上げ装置・点字図書など)を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
32 意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人に、手話 通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図 ります。	障害福祉課
33 分かりやすい情報の提 供	サービスの内容を分かりやすく説明した案内の作成や窓口での丁寧な説明など、適切な情報の提供を行います。	障害福祉課
34 情報の取得等に関する講座の開催	情報の取得等について、障害のある人のためのパソコン 講習会等により、技術や知識の習得に向けた支援を行 います。	障害福祉課
35 ハンディキャップサービ ス用資料の充実	点字図書、大活字本や LL ブックの他、音声での読み上げが可能なデイジー図書*や電子書籍など、障害のある人が利用しやすい形式で読書ができる資料の収集に努めます。また、ボランティアの協力を得ながら、対面朗読、宅配サービスの充実に努めます。	図書館

施策の方向(2) 相談体制の充実

障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりの悩みや不安について話しを聞き、その人にあった支援について相談のできる体制を充実していくことが重要です。

また、発達障害や高次能機能障害など、多様な障害への支援も求められています。 市における効果的な体制について引き続き検討するとともに、地域活動支援センター などでの相談支援体制の充実をはじめ、関係機関の連携を進め、きめ細かい相談支援体 制の構築を図ります。

主な施策① 各種相談体制の充実

事業名	内 容	担当課
36 相談支援事業の実施	障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援など、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 また、介助者をはじめ関係者への支援についても配慮し、必要に応じて関係機関と連携を図っていきます。	障害福祉課
37 サービス等利用計画	障害福祉サービスの利用申請をした障害のある人に対して、計画相談支援事業所においてサービス等利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリングを行い、適切なサービス利用ができるよう支援します。	障害福祉課
38 ピアカウンセリング*によ る支援	障害のある人や関係者がその経験や知識を活かして、 きめ細かい相談を行うピアカウンセリングによる支援を行 います。	障害福祉課
39 身体障害者相談員*及 び知的障害者相談員* の活用	地域の身近な支援者として障害のある人やその家族の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。	障害福祉課
40 高次脳機能障害に対す る相談事業の充実	高次脳機能障害により生じる日常生活や仕事上の困り ごとに関する相談に対応できるよう、専門の相談員を配 置し、本人や家族を支援します。	障害福祉課
41 関係機関等との連携の 推進	多様化する相談に適切に対応するため、医療機関やサービス事業者、東京都の専門機関などと連携し、相談支援体制の強化に努めます。	障害福祉課

主な施策② 計画相談支援体制の確保

事業名	内 容	担当課
42 指定特定相談支援事 業者の指定	サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を実施するとともに、事業者の参入を促進します。	障害福祉課

施策の方向(3) サービスの質の向上と人材の育成と確保

障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も高度化しており、 一人ひとりのニーズに的確に対応できるサービスを提供していくためには、サービスの 質を向上させていくこと、そのための人材を育成していくことが求められています。

サービスを利用する人が、その人にあった適切なサービスが提供されるよう、専門職員などの人材確保と育成を支援します。

また、サービスを受ける中で問題が生じた場合の対策やその防止などについては、情報収集や当事者以外の第三者の立場からの適切な対応も必要です。このような場合に備え、情報交換の場の確保や苦情解決の仕組みの充実とその周知に努めます。

主な施策① 福祉サービス事業者の質の向上

事業名	内 容	担当課
43 苦情解決の仕組みの充 実	サービス提供事業者が、寄せられた苦情に適切に対応できるよう、必要に応じて事業所と利用者間の調整の支援を行い、苦情の解決が困難な場合は、東京都社会福祉協議会の運営適正化委員会*の活用を図ります。	障害福祉課
44 指導検査の実施	障害者福祉施設の指導検査を実施します。また、東京都の指導検査研修に参加し、東京都が実施する指導検査に同行するなど、必要な知識や技術などの習得に努めます。	社会福祉課
45 東京都と連携した改善 指導の実施	障害福祉サービス事業者や障害者支援施設などの許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、立ち入り調査の要請や合同実施等を働きかけます。	社会福祉課障害福祉課
46 第三者評価制度の受審 の促進	事業者によるサービスの質の向上に向けた取組みとして、第三者評価機関の審査を受審するよう促進します。	障害福祉課

主な施策② 専門職員等の資質の向上

事業名	内 容	担当課
47 手話通訳者の養成	聴覚障害のある人の地域生活をサポートできる手話通 訳者を養成します。	障害福祉課
48 相談支援専門員の育 成・確保	障害のある人がサービスを選択・決定・利用する際に、利用者の立場に立った適切な支援が行えるよう、東京都が実施する「相談支援従事者初任者研修」や「相談支援従事者現任研修」等の研修情報をサービス提供事業者にお知らせし、相談支援専門員の育成・確保に努めます。	障害福祉課
49 福祉関係職員の研修の 支援	職員が施設や事業者対応などにおいて適切な支援・指導が行えるよう、東京都や東京都社会福祉協議会が開催する研修への参加を働きかけます。	障害福祉課
50 障害福祉事業所職員の 資質の向上	サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や地域活動支援センター等を対象に連絡会を開催し、事例検討や意見交換などを通じて事業所の質の向上に努めます。また、支援者を対象とした講習会や情報提供などを実施し、新たな知識の獲得や権利擁護に関する理解を促進します。	障害福祉課

基本目標3. 自立を支援する基盤づくり

施策の方向(1) 地域生活を支えるサービスの充実

障害のある人が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活していくためには、各種の 福祉サービスを有効に活用していくことが重要です。

障害のある人が日常生活を営むために必要な福祉サービスや移動の支援、日常生活の 援助など、引き続き地域生活を支える福祉サービスの充実に努めます。

また、病院や施設から地域生活への移行をさらに進めていくためには、地域移行や定着の支援など、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な障害のある人が安心して利用できるサービスの充実を図る必要があります。

さらに、障害のある人の経済的自立とその生活の安定を図るため、障害年金や国・都の手当制度の周知を進めます。また、市独自の各種手当や助成金の支給など経済的支援に努めます。

主な施策① 在宅福祉サービスの充実

事業名	内 容	担当課
51 訪問系サービスの提供	在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスを 提供します。	障害福祉課
52 介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスや在宅でも安心して生活できるような介護サービスを提供します。(生活介護、療養介護、短期入所など)	障害福祉課
53 補装具*費の支給	身体障害のある人や難病の人の機能障害を補う補装具 の交付・修理などを行い、自立の促進を図ります。	障害福祉課
54 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人などを対象に外出 のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促しま す。	障害福祉課
55日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課

事業名	内 容	担当課
56 訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持など を図ります。	障害福祉課
57 介護給付費等の支給に 関する審査会の運営	障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で 行う審査会を設置し、審査及び判定を行います。	障害福祉課

主な施策② 経済的支援

事業名	内 容	担当課
58 障害基礎年金	病気やけがを原因とした障害のある人に対し、関係課と連携し、受給に向けた支援を行います。 また、障害年金の制度について、市公式サイトや広報は むらにおいて周知を図ります。	市民課障害福祉課
59 各種手当の支給	障害のある人(子ども)及び養育者などへの手当として、「心身障害者福祉手当」、「難病患者福祉手当」、「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「児童育成手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を支給するとともに、各制度について周知します。	障害福祉課 子育て相談課
60 各種サービス助成等 ※「自動車ガソリン費用」 「タクシー費用」について は、72・73 に掲載	障害のある人(子ども)及び保護者に対し、「自動車ガソリン費用」、「タクシー費用」、「理容等サービス費用」、「機能回復施術費用」、「おむつ給付」、「水道・下水道使用料」を助成するとともに、各制度について周知します。	障害福祉課
61 地域生活支援事業	地域生活支援事業の経済的支援として、「自動車改造 費助成事業」、「成年後見制度利用支援事業」を実施し ます。	障害福祉課
62 住宅設備改善費助成	在宅の重度身体障害のある人に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に 応じて助成します。	障害福祉課
63 その他割引サービス等	「有料道路料金」、「NHK受信料」の減免や「都営交通無料乗車券」の発行、「JR等運賃」、「民営バス運賃」、「タクシー運賃」、「航空運賃」の割引や「心身障害者扶養共済制度」について、各実施機関と連携して周知します。	障害福祉課
64 生活福祉資金貸付事業	東京都社会福祉協議会が実施する、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金などの貸付を行う事業について周知します。	関係各課

施策の方向(2) 日中活動の充実

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、必要な支援を受けながら、様々な機会を利用して積極的に社会参加に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

それぞれの状況や希望に応じた自分らしい活動ができるよう、関連機関や民間の事業者とともに検討し、日中活動に関するサービスの充実を図ります。

また、障害のある人が、様々な活動に取り組むことができるよう、個々の状況にあった訓練や創作的活動の機会等の提供、気軽に外出できる移動手段の充実に努めます。

主な施策① 活動の場の充実

事業名	内 容	担当課
65 訓練等給付の提供	身体機能や生活能力向上のための訓練、一般企業への就労に必要な訓練や就労定着支援、また、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援など、様々な機会を提供します。(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など)	障害福祉課
66 生活介護事業「さくら」の運営	重度の障害のある人に対して、常時介護を行うとともに、 創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、身体機能や 生活能力の維持に必要な作業的訓練や生活訓練等を 提供し、障害のある人が安定した生活を営むことを促進 します。	障害福祉課
67 就労継続支援 B 型事業 「いちょう」の運営	福祉的就労の機会を通じ、生産活動を行っていくために 必要な訓練や支援などを提供し、障害のある人の自立 生活と社会経済活動への参加を促進します。	障害福祉課
68 地域活動支援センター I型事業「あおば」の運 営	創作的活動の機会の提供や社会との交流を促進する機会を通じ、身体機能や生活能力の維持・向上に必要な訓練や支援などを提供し、障害のある人の日常生活と社会的な自立を促進します。	障害福祉課
69 地域活動支援センター I型事業「ハッピーウイ ング」の運営	精神障害のある人の社会復帰と自立を目的として、創作的活動の機会、レクリエーションなど社会との交流の機会を福生市と共同で提供します。	障害福祉課

主な施策② 移動手段の充実

事業名	内 容	担当課
70 コミュニティバス「はむら ん」運行の充実	障害のある人や高齢者などへの移動手段の確保や市内の交通不便地域の改善等として運行の充実を図ります。コミュニティバスはむらん運営推進懇談会や利用者の意見を聴きながら、必要性に応じてルートやダイヤ改正など、運行の充実を図ります。	都市計画課
71 ふれあいキャリーへの支 援	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の外出の機会を確保するため、羽村市社会福祉協議会が実施している福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の支援を行います。	障害福祉課
72(再掲) 自動車ガソリン費用助成	障害のある人が日常生活のために使用する自動車の運 行に要するガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
73(再掲) タクシー費用助成	電車・バスなどの交通機関を利用することが困難な障害 のある人が、タクシーを利用する場合に、その費用の一 部を助成します。	障害福祉課

主な施策③ 日中活動を支援する施設の整備・促進

事業名	内 容	担当課
74 民間施設の整備助成	市内の社会福祉法人が、障害者総合支援法に基づく、 就労移行支援事業または就労継続支援事業を行う施 設を整備する場合、建設費の一部を助成します。	障害福祉課
75 民間施設の整備支援	障害のある人の日中活動の場を市内に整備する事業者に対して、相談に応じるとともに広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。	障害福祉課

施策の方向(3) 暮らしの場の確保

住宅は地域での生活基盤そのものであるため、住まいを確保するための施策を充実させることが必要です。そのためには、障害のある人の公営住宅の優先入居枠の確保や、 入居要件の緩和など、生活しやすいような環境整備をしていくことが大切です。

地域における居住の場として重要視されているグループホームについては、障害のある人が住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、ニーズを検証し、必要性に応じて整備の促進を図ります。

主な施策① 障害のある人に配慮した居住の場の確保

事業名	内 容	担当課
62(再掲) 住宅設備改善費助成	在宅の重度身体障害のある人に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に 応じて助成します。	障害福祉課
76 障害のある人等に配慮 した市営住宅の改修整 備	障害のある人や高齢者が住みやすい市営住宅にするため、既存住宅の共用部のバリアフリー化と各戸の手すりなどの設置を進めていきます。	建築課
77 障害者向け公営住宅確 保の要請	都営住宅について、障害のある人に配慮した設備改善の促進を要請していきます。 また、建替えに際しては、障害のある人の居住に配慮した住宅の整備や優先入居枠について要請します。	建築課
78 居住支援サービスの提 供	日常生活上の支援を含めた居住支援が提供され、地域 生活への移行が促進されるよう、共同生活援助(グルー プホーム)や自立生活援助などの居住支援サービスを提 供します。	障害福祉課
79 民間施設の整備支援	法人が、市内に障害のある人の住まいの場となる居住 支援事業を行う施設整備をする場合、状況に応じて東 京都の建設助成などの活用支援を行います。	障害福祉課

施策の方向(4) 健康づくり

生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受けられる健康診査を実施し、疾病を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・リハビリテーション*につなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージに応じた健康診査や健康相談などを行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していきます。

また、障害のある人の健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の実施や適切な医療受診を促します。

主な施策①心と体の健康づくりの推進

事業名	内 容	担当課
80 こころの健康相談	こころの問題を抱えた本人や家族からの相談に応じ、継続的に面接や訪問などを行うほか、必要な場合は、医療機関や福祉サービスにつなげます。	健康課
81 保健サービスの実施	乳幼児から高齢者までを対象とした健康診査や健康相談を行い、健康増進や疾病の予防・早期発見に取り組むとともに、適切な治療へつなげます。	健康課 子育で相談課
82 こころの健康づくりに関 する普及啓発	こころの健康づくりについて必要な知識の普及に努める とともに、自身や周囲の人の悩みや不安に気づいたとき の対応など、普及啓発を図ります。	健康課
83 スポーツを通じた健康づくりの推進	障害のある人の健康増進を図るとともに、スポーツによって市民相互のふれあいや親睦を深めるため、スポーツを通じた健康づくりのイベントを開催します。	スポーツ推進課
84 保育・幼児教育施設入 所児童の健康管理	保育・幼児教育施設入所児童の心身を健やかに育むため、園医、療育機関、臨床心理士など専門機関との連携の強化を図り健康管理に努めます。	子育て支援課 子育で相談課
85 小・中学校児童・生徒の 健康診断	小・中学校児童・生徒の健康の保持促進のため、定期的に健康診断を行い、その結果に基づき疾病の予防措置や治療を指示するなど、健康管理に努めます。 また、小学校就学前に行う就学児健康診断をとおして、子どもの健康状況の把握に努めます。	学校教育課
86 各種医療費の助成	医療費の助成として、「心身障害者医療費助成」、「自立支援医療費(精神通院医療、更生医療、育成医療)」、「難病医療費等助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成」、「ひとり親家庭等医療費助成」を実施するとともに、各制度の周知に努めます。	障害福祉課 子育て相談課

基本目標4. 就労と社会参加の支援の充実

施策の方向(1) 雇用・就労の促進

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味をもっています。障害のある人の就労については、適性に応じた多様な職種や就労形態をその人の意向を踏まえながら 提供することと、雇用の拡大を図っていくことが重要です。

また、一般就労における就労先の開拓やあっせんだけでなく、定着支援、相談支援など、就職後のフォロー、さらには生活全般への支援、福祉的就労における企業からの仕事の受注促進や、自主製品の販路の拡大、工賃の向上への支援なども求められています。 障害のある人が、個々の状況や能力にあった就労が可能となるよう、就労支援センター「エール」を中心に関係機関と連携し、就労支援の充実を図ります。

主な施策① 雇用・就労の促進

事業名	内 容	担当課
87 雇用促進のための啓発 活動の充実	公共職業安定所と連携を図り、障害者雇用に関する情報提供や企業への働きかけを通して、啓発活動を推進 し障害のある人の就労を促進します。 また、地域自立支援協議会就労支援部会において雇用 の促進について情報収集や検討を行い、障害者就労の さらなる充実に努めます。	障害福祉課
88 障害者就労支援事業の 充実	関係機関との連携のもと障害のある人の就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面を一体的に支援する障害者就労支援センター「エール」の充実を図ります。	障害福祉課
89 企業からの受注促進及 び授産製品の販路拡大 への支援	障害者就労施設の工賃引き上げを支援するため、企業からの受注を促進します。 また、障害のある人の経済的自立を支援するため、授産 製品の販路拡大を支援します。	障害福祉課

事業名	内 容	担当課
90 展示・販売の促進	社会参加を促進するため、障害のある人の製作した製品を常時展示・販売するコーナーの設置や福祉まつりなどによる販売機会の提供、その他購入促進につながる 周知に努めます。	障害福祉課
91 障害者就労施設等から の優先調達	障害者優先調達推進法*及び市の優先調達方針に基づき、障害者就労施設が提供する物品の優先購入に努めます。	全課

主な施策② 就労支援事業の充実

事業名	内 容	担当課
92 就労支援の促進	障害のある人の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図るとともに、就労支援センター「エール」に地域開拓促進コーディネーターを配置し就労支援を促進します。 また、市内において就労移行支援事業や就労継続支援事業を提供する社会福祉法人などの事業者に対し、その運営費の一部を補助することにより、就労支援の促進を図ります。	障害福祉課
88(再掲) 障害者就労支援事業の 充実	関係機関との連携のもと障害のある人の就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面を一体的に支援する障害者就労支援センター「エール」の充実を図ります。	障害福祉課
93 市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労意欲の向上と職業 選択に向けた適性を知ることを目的に、職場体験の場と して、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課

施策の方向(2) スポーツ、文化活動の促進

障害のある人が生涯を通じて、豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動、 レクリエーションや文化活動への参画を促進することが重要です。こうした活動を広げ るには、障害のある人が参加への意欲をもつとともに、参加しやすい環境づくりを進め ることが大切です。

障害のある人のスポーツ環境については、その整備に努め、スポーツ活動への積極的な参加を促進するとともに、さまざまなスポーツに関する情報発信により、障害者スポーツの普及・啓発を図ります。

また、障害のある人の文化活動を推進するため、活動の場を提供し、障害のある人や 障害者団体の活動を支援していきます。さらに、障害者による文化芸術活動の推進に関 する法律及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、障害のある 人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

主な施策①スポーツ、レクリエーション活動の充実

事業名	内 容	担当課
94 障害者スポーツの普及・ 啓発	東京 2020 大会を契機とした、パラリンピック競技を紹介し、普及啓発活動に取り組むとともに、スポーツ指導に関する専門知識を習得する指導員の育成を支援し、障害者スポーツの推進を図ります。	スポーツ推進課障害福祉課
95 スポーツ・レクリエーショ ンのつどいの開催	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、「障害者スポーツ・レクリエーションのつどい」を開催します。	障害福祉課 スポーツ推進 課
96 スポーツ活動への参加 機会の拡充	全ての市民が生涯を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を行うスポーツ社会の実現に向け、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」を支援するとともに、誰もが参加できるプログラムを取り入れるよう要望していきます。また、スポーツ推進委員による障害者スポーツの普及にも努めていきます。	スポーツ推進課
97 スポーツ設備の整備・充 実	障害のある人にも配慮したスポーツ施設の充実を図って いきます。	スポーツ推進課
83(再掲) スポーツを通じた健康づ くりの推進	障害のある人の健康増進を図るとともに、スポーツによって市民相互のふれあいや親睦を深めるため、スポーツを通じた健康づくりのイベントを開催します。	スポーツ推進課
98 スポーツ活動への支援	障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を 実施できるよう、施設利用料の減免を行います。	スポーツ推進課

主な施策② 文化芸術活動の充実

事業名	内 容	担当課
99 文化活動の促進	羽村市社会福祉協議会への支援を通じて、趣味活動の成果発表の展示や催物を行うなど、障害のある人の文化活動の促進を図ります。	障害福祉課
100 活動への支援	誰もが分け隔てなく文化活動に取り組めるよう、市内の活動団体に障害のある人の参加についての理解を求めていきます。	生涯学習推進課
101 各種講座の充実	障害のある人の自発的な文化活動参加を促進するため、障害のある人にも受講できる講座の開催に努めます。	生涯学習推進課
102 図書館ハンディキャップサービスの充実	障害のある人の教養・知識の向上、学習、生活上の情報収集、読書の楽しみなどに応えられるよう、図書館のハンディキャップサービスの充実を図ります。	図書館
35(再掲) ハンディキャップサービ ス用資料の充実	点字図書、大活字本や LL ブックの他、音声での読み上げが可能なデイジー図書や電子書籍など、障害のある人が利用しやすい形式で読書ができる資料の収集に努めます。また、ボランティアの協力を得ながら、対面朗読、宅配サービスの充実に努めます。	図書館

基本目標5.安全・安心なまちづくり

施策の方向(1) 福祉のまちづくりの推進

市では、東京都の「福祉のまちづくり条例」に基づき、特定都市施設については、誰にもやさしい施設の整備を進めています。また、「バリアフリー法」に沿って、歩道の段差解消や誘導ブロック等の整備、建物の廊下や床の段差の解消、オストメイト対応トイレなど、障害のある人の利用しやすい環境整備を進めています。

今後も、障害のある人が安心して行動し、安全に生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人やその家族の視点に立ち、また、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

主な施策① 利用しやすい施設づくりの推進

事業名	内 容	担当課
103 公共施設や公園のバリ アフリーの推進	公共施設や公園の整備・改修などにあわせ、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。	建築課土木課
104 東京都福祉のまちづくり 条例に基づく整備指導	不特定多数の人が利用する建築物、公共交通施設などの新設・改修の際には、整備基準に適合するよう指導していきます。	建築課

主な施策② 道路交通環境の整備

事業名	内 容	担当課
105 道路の安全対策の推進	全ての歩行者の交通安全対策を図るため、幅員の狭い 道路の拡幅等、道路整備に努めます。	土木課
106 福祉施設周辺の道路交 通環境の改善	福祉施設周辺の道路交通環境を改善し、人にやさしいまちづくりを推進します。	土木課

事業名	内 容	担当課
500を備の促進	全ての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の整備を促進します。また、歩車道分離道路の整備についても、引き続き推進します。	土木課
108 安全な歩行通路の確保	全ての歩行者の障害となる広告物、自転車等の撤去により、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	土木課 防災安全課

施策の方向(2) 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実

全ての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整備するとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取組みや、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安 否確認の実施には、地域住民、町内会・自治会、自主防災組織、民生・児童委員、社会 福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、地域の多くの人が防災訓練へ参加できるよう促すとともに、災害時には福祉避難場所の開設及び避難者の救護を行うなど、支援体制を充実します。

一方で、悪質な事業者の勧誘など、巧妙化する消費者トラブルに遭わないよう、防犯 への取組みを強化します。

主な施策① 防災対策の充実

事業名	内 容	担当課
109 避難行動要支援者制 度の推進	災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な人(避難行動要支援者)に対し、避難の支援、安否の確認、その他、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の活用及び個別避難計画の作成を行います。	防災安全課
110 災害時個別支援計画の 作成	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、災害が発生した時の電力の確保や、避難場所・避難ルートの確認などの一人ひとりに対応した「災害時個別支援計画」 を策定します。	障害福祉課

事業名	内 容	担当課
111 防災訓練への参加促進	災害に備え防災意識を高めるために、様々な媒体を通じ て周知を進め、防災訓練への参加の促進を図ります。	防災安全課
112 福祉避難所の開設及び 避難者の救護	障害のある人の災害時の安全を確保するため、「羽村市地域防災計画」に基づき、福祉避難所の開設及び避 難者の救護を行います。	障害福祉課 関係各課
113 エリアメール、緊急速報 メールの配信	災害発生時などの生命に関わる緊急性の高い情報を緊急速報メールにより市内全域に配信します。	防災安全課
27(再掲) メール配信サービスによ る情報提供	市が実施するイベントや災害・防犯情報などのお知らせを事前に登録した携帯電話やパソコンにメールで配信します。	秘書広報課
114 救急通報システム及び 火災通報システムの設 置	一人暮らしの重度の障害のある人の自宅に、救急通報 システムや火災通報システムを設置し、日常生活の安 全を確保します。	障害福祉課
115 日常生活用具(安全対 策)給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具(火災警報器・自動消火装置・ガス安全システム)を給付することで、日常生活の安全を確保します。	障害福祉課
116 災害時の情報伝達手段 の強化	防災行政無線デジタル化の一環として、障害のある人へ の災害時の情報伝達手段の強化を図ります。	防災安全課

主な施策②防犯対策の充実

事業名	内 容	担当課
117 防犯活動の支援と連携 の強化	誰もが安全で安心して暮らしていけるよう、市民パトロールセンターや各種団体などが実施する防犯活動を支援し、防犯体制の強化に努めます。	防災安全課
118 消費者被害の防止	悪質商法や詐欺による消費者被害に遭わないよう、被害情報の提供と出前講座などによる注意喚起・啓発に 努めます。	地域振興課

基本目標6. 障害児の健やかな育成のための支援

施策の方向(1) 早期発見・切れ目のない支援体制づくり

乳幼児期は、疾病や障害を早期に発見する重要な時期であり、乳幼児健康診査や心理相談などにより、子どもの発育状況を定期的に確認していくことが大切です。幼い時から障害のある子どもや、医療的な支援が必要な子ども、発達に課題のある子どもが、健やかに成長していけるよう、その子の発達を促し、様々な能力を育てるために、できるだけ早期のうちに周囲の理解を得ながら適切な療育や支援を受けることが重要です。

また、保護者にとって、子どもの病気や障害に対する悩みを抱えながら育児を行うことは、大きな不安が伴い、時には障害を認めたくないこともあることから、保護者の気持ちを理解するとともに、保護者へのサポートも必要となります。

市では保護者の育児への不安を軽減し、継続して相談しやすい環境を整備するため、子育て相談課を中心とした「妊娠からの継続的な相談」に応じるほか、幼稚園・保育園巡回相談、関係機関との連携など、発達障害児支援の体制を強化してきました。また、障害のある子どもの支援については、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などの専門機関と連携を図るとともに、地域自立支援協議会の児童支援部会において課題の検討を行っています。児童発達支援センターについては引き続きその位置づけや求められる機能等について検討をしていきます。

さらに、障害の特性や特徴、支援内容を記録して家族と関係機関が情報を共有するための「はばたきファイル」を活用しながら、就学前の療育から就学後の教育、社会参加へのスムーズな移行や保護者と子どものそれぞれの支援の具体化など、支援体制の充実を図ります。

主な施策① 早期発見と切れ目のない支援体制づくり

事業名	内 容	担当課
119 発達支援体制の強化及 び子どもの発達に関す る総合相談の機能の充 実	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を強化していきます。 発達支援の必要な子どもや、保護者の育児に関する相談を受け、臨床心理士及び言語聴覚士による必要な助言や情報提供を行い、子どもの成長を支援し、保護者の育児に関する意識啓発と不安の軽減を図ります。 (対象:0~18歳)	子育て相談課 関係各課

事業名	内 容	担当課
120 乳幼児期の関係機関と の連携	各種乳幼児健康診査で子どもの発育や発達に不安の ある保護者に対し、適切な支援が図れるよう、療育機 関、保育園などの関係機関と連携して支援を行います。	子育て相談課 関係各課
121 乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育、発達の確認及び疾病や障害等の早期 発見と保護者への適切な助言や指導を行うため、3~4 か月、6~7か月、9~10 か月、1歳6か月、3歳児の各 健康診査を行います。	子育て相談課
122 精密健康診査の実施	乳幼児健康診査において、さらに詳しい検査が必要と医師が判断した際に、専門医療機関において検査を受けることができるよう、精密健康診査票を発行して受診を促すことで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	子育て相談課
123 1歳6か月児及び3歳児 経過観察健康診査(心 理相談)の実施	1歳6か月児及び3歳児健康診査などから心理面で経過観察が必要と判断された子どもについて、臨床心理士による面接を行い、子どもの発達特性に応じた適切な助言・指導を行います。	子育て相談課
124 経過観察健康診査・発 達健康診査の実施	3~4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査で、発育・発達などの経過を診ていく必要があると診断された場合や保護者に子どもの発育・発達面の心配がある場合、小児専門医による個別相談を実施します。また、必要に応じて、専門医療機関の紹介を行います。	子育て相談課
125 発達障害に関する啓発 事業の実施	発達障害のある子ども及びその保護者が、身近な地域で安心して暮らしていくために、子どもの障害特性や対応の仕方などについて、保護者をはじめとして多くの人に理解を深めていただけるよう、講座・講演会の実施や機関誌等を発行し、広く普及啓発に努めます。	子育て相談課 関係各課
126 はばたきファイル(支援 ファイル)の活用	子どもに関わる必要な情報を保護者が関係機関とともに記録に残し、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつないでいくことを目的として作成した「はばたきファイル」を、関係各課において周知・活用を図っていきます。	教育相談課 で で を で き で き で き で き で き で き で き で き で
127 市内障害児通所施設 等連絡会の実施	障害児福祉サービスを行う市内の事業所を対象に連絡 会を開催し、意見交換や情報共有を通じてサービスの向 上を目指します。	障害福祉課

事業名	内 容	担当課
128 地域自立支援協議会 児童支援部会での取組 み	障害のある子どもや医療を必要とする子どもの福祉に係る地域の支援体制の課題について、関係機関と情報を 共有し、切れ目のない支援を行うための課題解決に向け、協議を行います。	障害福祉課

施策の方向(2) 就学前児童支援の充実

乳幼児期の子どもにとって幼稚園や保育園などをはじめとする集団生活の場は、社会のルールやコミュニケーションの基礎を学ぶ場となります。また、児童発達支援事業所を利用する子どもも年々増加しています。一人ひとりの個性に応じた保育や療育支援を行っていくため、障害のある子どもとその保護者のニーズに応じた、幼稚園や保育園などにおける受入れ体制の拡充、集団生活への適応や日常生活基本動作に関する支援などの「場の充実」が求められます。

また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児への支援、支援の必要な子どもの増加など、支援内容の専門性や多様化が求められていることから、職員の知識とスキルの向上に努める必要があります。

障害のある子どもについて、専門的な支援を確保し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、就学先の選択の際、子どもの成長にとって、適切であると考えられる教育を保護者が選択できるよう、関係機関が協力して支援を行います。

主な施策①障害児保育の充実

事業名	内 容	担当課
129 統合保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お 互いの理解を深めながらともに育っていけるよう、統合保 育の推進に努めます。 また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や 研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各 施設における保育の質のさらなる向上のための取組み を支援します。	子育て支援課 子育て相談課
130 幼稚園・保育園等への 巡回相談	臨床心理士や言語聴覚士が、幼稚園・保育園などを巡回し、発達障害を含む発達上支援の必要な子どもの支援手法について、助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切にし、継続した切れ目のない発達支援体制の充実に努めます。	子育て相談課

事業名	内 容	担当課
131 ことばの相談の実施	言語聴覚士が、主に小学校入学前の子どもを対象とした言葉の遅れ・発音・吃音などに関する相談を受け、必要に応じて専門機関の紹介を行います。	子育て相談課
132 児童発達支援事業の充 実	障害のある子どもに日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応のための支援など、専門性の高い支援を提供する事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。	障害福祉課
133 保育所等訪問支援事業	障害のある子どもが利用する保育所などを訪問し、集団 生活への適応のための専門的な支援や助言を行い、子 どもの成長を支援します。また、事業者の参入を促進し、 サービスの充実を図ります。	障害福祉課
134 関係機関との連携	障害や発達に遅れのある子どもに対し、適切な支援が 図れるよう関係機関と連携して支援を行います。 また、発達に課題のある子どもを早期から支援につなげ ていくため、乳幼児期から学齢期、都立特別支援学校 や市内関係機関等で構成する特別支援教育連絡協議 会を開催し、具体的な支援の取組について情報交換を 行っています。また、都立特別支援学校に通う児童・生 徒たちとの副籍交流*事業を推進していきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課
135 「就学相談」の実施	障害のある子どもたちが楽しく学校生活を送れるよう、必要な支援やより適した就学先について、保護者と一緒に考えます。心理の専門職による相談を行うことで、保護者の不安や戸惑いを解消し、適切な就学支援に向けて理解促進を図ります。	教育支援課 関係各課

主な施策② 就学前の児童支援の推進

事業名	内 容	担当課
55(再掲) 日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないときに、障害のある子どもの日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課
136 中等度難聴児発達支 援事業の実施	中等度難聴児(身体障害者手帳の交付対象とならない子ども)に対して、補聴器や補聴システムの使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、購入費用の一部を助成します。	障害福祉課
137 医療的ケア児の保育園 等での受け入れ支援	医療的ケア児を養育する保護者が保育園等の利用を希望する場合に、認可保育所等に対し人件費などの補助を行うことで、受入体制の構築を支援し、もって医療的ケア児の地域生活の向上を図ります。	子育て支援課

施策の方向(3) 義務教育期の支援の充実

障害のある児童・生徒に対しては、自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、個性や能力を最大限に伸ばすための適切な指導や支援を進めて行くことが必要です。

学校教育の分野では、「羽村市生涯学習基本計画」に基づき、支援を行います。

障害のある児童・生徒の就学については、年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう就学相談を実施します。就学相談では、就学前関係機関との連携を強化し、関係職員の専門性を活用しながら、就学に対する保護者の不安や戸惑いを解消することにより、適切な就学支援につなげていきます。

市内小・中学校においては、発達面の課題がある児童・生徒への指導・支援を充実するため、通常の学級への特別支援教育支援員の配置を行うとともに、特別支援学級や特別支援教室などにおける適切な指導体制をさらに確立していきます。また、教員や関係職員の特別支援教育の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインによる授業や、一人ひとりの実態に応じたきめ細かい支援に向けた指導内容・方法の充実を図るための研修会を今後も実施していきます。

あわせて、学校施設の環境整備、スクールカウンセラー*や巡回相談員、スクールソーシャルワーカー*等による相談、支援などの充実を通じて、児童・生徒の個々の状況に応じた具体的な支援をしていきます。

福祉的な支援としては、児童・生徒の就学前から就労まで関係機関が連携し、一貫した支援をつないでいくことを目的として、支援の記録や情報を保護者の手元で一つにまとめることのできる「はばたきファイル」を活用して、一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行います。また、放課後等デイサービスや学童クラブなど放課後支援についても、引き続き実施していきます。

主な施策① 多様なニーズに応じた教育の充実

事業名	内 容	担当課
138 多様なニーズに応じた 特別支援体制の充実 (インクルーシブ教育シ ステムの構築)	特別支援教室における指導の充実や、特別支援学級における教育活動の充実を図ります。また、専門性のある人材を活用し、適切な就学相談、転学相談などの充実を図ります。さらに、教員の専門性の向上を図る研修を充実するとともに、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への支援を充実するため、特別支援教育支援員を小・中学校へ配置し活用します。さらに、全ての学校でユニバーサルデザインによる授業づくりや学習環境整備を進めるなど、基礎的環境整備や合理的配慮を充実させ、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。	教育支援課

事業名	内 容	担当課
139 教育施設環境の整備	スロープや手すりの設置など、学校施設・整備のバリアフリー化を推進します。 また、必要に応じて、ユニバーサルデザインの視点で特別支援教育に関し施設整備を検討します。	建築課 生涯学習総務 課 教育支援課
140 多様なニーズに応じた教育相談の充実	スクールカウンセラーの全校配置に加え、教育相談員による小・中学校への特別支援教育に関する巡回相談を実施することにより、児童・生徒にとって身近な相談場所を確保するなど、きめ細やかな教育相談体制の充実を図ります。また発達に課題のある児童・生徒については、就学相談員(臨床心理士・公認心理師)の専門的な就学相談や教育相談などにより、学校や福祉関係などの関係機関と連携し、適切な就学につなげられるよう支援します。 その他、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもったスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のもたスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のもたスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のもたスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のもたスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のもたスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のもたスクールソーシャルワーカーの配置を行い、課題のよる場合に、学校内外の関係機関(保健、医療、福祉、教育等)との連絡調整を図り、児童・生徒を取り巻く生活環境の改善、いじめ・不登校などの未然防止や早期対応に向けた取組を実施します。	教育支援課 教育相談室 学校教育課

主な施策② 相談・指導の充実

事業名	内 容	担当課
134(再掲) 関係機関との連携	障害や発達に遅れのある子どもに対し、適切な支援が 図れるよう関係機関と連携して支援を行います。 また、発達に課題のある子どもを早期から支援につなげ ていくため、乳幼児期から学齢期、都立特別支援学校 や市内関係機関等で構成する特別支援教育連絡協議 会を開催し、具体的な支援の取組について情報交換を 行っています。また、都立特別支援学校に通う児童・生 徒たちとの副籍交流事業を推進していきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て相談課 子育て相談課
126(再掲) はばたきファイル(支援 ファイル)の活用	子どもに関わる必要な情報を保護者が関係機関とともに記録に残し、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつないでいくことを目的として作成した「はばたきファイル」を、関係各課において周知・活用を図っていきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課

主な施策③ 放課後支援の充実

事業名	内 容	担当課
141 放課後等デイサービス 事業の充実	障害のある児童・生徒に対して、放課後や休日に生活能力向上のための支援、社会との交流の機会を充実させるため、放課後等デイサービスを実施します。また、重症心身障害児に対してサービスを提供する事業者の参入を促進します。	障害福祉課
142 学童クラブにおける障害 のある児童の受入れ体 制の充実	支援員・補助員を適切に配置し、研修の充実や連携アドバイザー・発達相談員による支援員・補助員へのサポートを図るとともに、保育園・幼稚園・小学校などの関係機関と連携し、障害のある児童の受入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課
143 放課後子ども教室の推 進	放課後の活動の場の一つとして、学校施設を活用し、各小学校区において放課後子ども教室を実施します。安全安心な居場所づくりを推進し、見守りや自主的な活動を支援します。	生涯学習推進課

施策の方向(4) 成人期への移行支援

中学校卒業後は、特別支援学校の高等部等への進学や、日中活動の場として生活介護に通所するなど、活動の範囲も広がり、体験学習の機会も増え、自分の個性や得意なことに気付くことも多くなる時期です。その中で自身の障害を受け止めながら、将来のことを保護者とともに考えていく時期でもあり、自らの職業や勤務先を考えたり、障害福祉サービスの利用について選択するなど「大人への転換期」となります。また、自立を視野に入れた生活への準備をどのように進めていくのかについても考えていく必要があります。

中学校卒業後から成人期への移行については、本人の成長の過程や現在の状況を踏まえ、就労先や通所施設に確実につなぐなど、新たな環境に戸惑うことなく、本人の希望を取り入れた生活に移行することができるよう支援します。

また、中学校卒業後に支援が必要となった場合についても、関係機関と連携し、ひとりで悩むことなく適切なサービスが受けられるよう支援体制について検討していきます。

主な施策① 将来への選択の支援

事業名	内 容	担当課
144 羽村特別支援学校、あ きる野学園との情報共 有	都立特別支援学校在校生に関わる、障害福祉サービス や各種手当などの申請方法についての情報共有を行い ます。	障害福祉課
145 自立に向けた障害福祉 サービスの提供	自立に向けた支援としての移動支援や保護者のレスパイト*等を目的とした短期入所など、必要なサービスを提供します。	障害福祉課
146 障害児支援から障害福 祉サービス等への移行 支援	年齢によるサービスの切り替えの際、計画相談支援事業所と連携し、障害福祉サービスや地域生活支援事業にスムーズに移行できるよう支援します。	障害福祉課
93(再掲) 市役所内実習事業	就職を希望する障害のある人の就労意欲の向上と職業 選択に向けた適性を知ることを目的に、職場体験の場と して、市役所内実習事業に取り組んでいきます。	障害福祉課
126(再掲) はばたきファイル(支援 ファイル)の活用	子どもに関わる必要な情報を保護者が関係機関とともに記録に残し、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつないでいくことを目的として作成した「はばたきファイル」を、関係各課において周知・活用を図っていきます。	教育支援課 教育相談室 障害福祉課 健康課 子育て支援課 子育て相談課

第5章 障害者・障害児の福祉サービス推進

(第7期羽村市障害福祉計画·第3期羽村市障害児福祉計画)

1. 令和8年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行に向けて、障害者支援施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練事業や自立生活援助などを利用し、令和8年度末における地域生活(グループホーム、一般住宅など)に移行する人の目標値を設定しました。

【国の基本指針】 令和5年5月19日 告示

- ■令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者を、令和4年度末時点施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
- ■当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【目標值】

項目	人数	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	55 人	
令和8年度末の施設入所者数(B)	55 人	
入所から地域生活へ移行する 目標人数	1人	令和4年度末の施設入所者数(A)のうち、グループホーム、一般住宅等へ移行する人数(国の目標は6%以上)
入所者数の削減目標人数	0 人	(A)-(B)の人数。既存入所者の減と、新規入所者 の増の差し引き(国の目標は5%以上)

※ 地域生活への移行については、現在の入所者のほとんどが重度の障害があることを考慮して目標値を設定しています。令和4年度末現在、施設入所待機者が13人と多く、施設入所のニーズは一定数存在することから、現状の入所者数を維持することを目標とします。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域課題の改善や地域移行の推進を目指します。また、精神障害者の地域移行や地域定着に関するサービスの目標値を設定しました。

【国の基本指針】 令和5年5月19日 告示

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3 日以上とすることを基本とする。

【目標值】

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	項 目	目標値	目標値	目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の1年 間の開催回数の見込み		6回	6回	6回
	協議の場の参加者(機関)数	20 機関	20 機関	20 機関
	保健	3機関	3機関	3機関
医療(精神科)		2機関	2機関	2機関
医療(精神科以外)		0 機関	0 機関	0 機関
福祉		13 機関	13 機関	13 機関
介護		1機関	1機関	1機関
当事者及び家族		1機関	1機関	1機関
協議の場における目標設定 及び評価の実施回数		1回	1回	1 🛭

【目標値】精神障害者の利用者数

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地世级红土短	全体	2人	2人	3人
地域移行支援	うち精神障害者	2人	2人	3人
业战党美士控	全体	2人	2人	3人
地域定着支援	うち精神障害者	2人	2人	3人
共同生活援助	全体	130 人	135 人	140 人
	うち精神障害者	52 人	54 人	56 人
点点生活摆 品	全体	2人	2人	2人
自立生活援助	うち精神障害者	2人	2人	2人
自立訓練	全体	9人	9人	9人
(生活訓練)	うち精神障害者	9人	9人	9人

【確保に向けての方策】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域課題の改善や、精神障害者の地域生活への移行や地域定着に向けた検討を行います。

(3) 地域生活支援の充実

障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」への備えなどの課題がある中、これからも障害のある人が地域で自立した生活ができるように、親元からの自立に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居の体験の機会及び場の提供、短期入所による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成や専門的な相談ニーズに対する支援などを検討し、地域での生活を支援する体制づくりに努めます。

また、強度行動障害を有する人の支援体制の充実に向けて、その状況や支援ニーズを 把握し、地域の関係機関が連携した支援体制づくりに向けて検討していきます。

【国の基本指針】 令和5年5月19日 告示

- ■障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ■強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【確保に向けての方策】

地域自立支援協議会やその部会の場で地域生活支援拠点等のあり方を検討し、既存施設・事業所がそれぞれ役割を分担しながら連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的整備型の拠点の構築に向けて、優先度の高い機能の確保から進めていきます。

また、計画相談支援事業所との情報交換など、強度行動障害を有する障害のある人のニーズを把握し、支援体制整備に向けて、東京都の動向を踏まえ検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労継続支援事業を通じて、令和8年 度中に一般就労に移行する人の目標値を設定しました。

また、就労定着支援事業を利用する人の目標値や、就労移行支援事業所における利用 終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合、就労定着支援 事業所の就労定着率についても目標値を設定しました。

【国の基本指針】 令和5年5月19日 告示

- ■令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28 倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね1.28 倍以上を目指すこととする。
- ■就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ■就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- ■就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを 基本とする。
- ■なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【目標值】

項目		人数	備考
就労移行支援事	(実績)	6人	令和3年度実績
業等からの一般 就労移行者	【目標值】	9人	令和8年度中(令和3年度実績の1.28倍以上)
就 労 移 行 支援事業からの	(実績)	4人	令和3年度実績
一般就労移	【目標值】	5人	令和8年度中(令和3年度実績の1.31倍以上)
就労継続支援事業A型	(実績)	0人	令和3年度実績
からの一般就労移行者	【目標値】	1人	令和8年度中(令和3年度実績の1.29倍以上)
就労継続支援事業B型	(実績)	2人	令和3年度実績
からの一般就労移行者	【目標値】	3人	令和8年度中(令和3年度実績の1.28倍以上)
就労定着支援事	(実績)	8人	令和3年度実績
業の利用者	【目標值】	11 人	令和8年度中(令和3年度実績の1.41倍以上)

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用終了者 に占める一般就労へ移行した 者の割合が5割以上の事業所 の割合	50%	令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者 に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 事業所の割合

項目	数値	備考
就労定着率が7割以上の事業 所の割合	25%	令和8年度末における就労定着支援事業所のうち、就 労定着率が7割以上の事業所の割合

【確保に向けての方策】

就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、雇用に関する情報の提供により、 就労移行支援事業や就労継続支援事業から一般就労への移行を支援します。また、就労 後の仕事や生活の課題については、障害者就労支援センターや就労定着支援事業の利用 を促し、継続的な就労を支援します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められている児童発達支援センターの設置と、保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について目標を定めました。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置についても実施に努めます。

- ■令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上 設置することを基本とする。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村にお いては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センター の中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ■各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度までに、全ての市町村において、障害児の地域生活への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ■令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ■令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標值】

項目	数值	備 考
児童発達支援センターの設 置数	1 か所	令和8年度末の児童発達支援センター機能を有 する施設数
障害児の地域生活への参加・包容(インクルージョン) を推進する体制の構築	実施	令和8年度末の障害児の地域生活への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制の構築
重症心身障害児を支援する 事業所	各1か所	令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童 発達支援及び放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	実施	令和8年度末の医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置
医療的ケア児等に関するコ ーディネーターの配置	実施	令和8年度末の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【確保に向けての方策】

関係部署において児童の発達支援に関する支援体制構築に向けた協議を行い、事業者の参入促進により児童発達支援センター機能の確保と、保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの実施体制の確保を目指します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、東京都の研修を受講することにより、必要な知識を持った職員を配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

様々な障害のある人や、多様化する相談内容に適切に対応するため、総合的・専門的な相談支援の実施と、地域の相談支援体制の強化を目指します。

- ■令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び 関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置 (複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談 支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ■地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標值】

項	į 🗏	数值	備 考
基幹相談支援 設置	受センターの	実施	令和8年度の基幹相談支援センターの設置
基幹相談支 援センよる地 域の相談を制の強	地域の相談機 関との連携強 化の取組	12 回	令和8年度中の開催回数 ・相談支援事業関係機関意見交換会 ・精神障害者支援・事例検討会 ・放課後等デイサービス・児童発達支援事業 所連絡会 ・居住系サービス事業所意見交換会
化	地域の相談支 援事業者に対 する指導・助言	24 回	令和8年度中の支援者会議への参加回数
協議会における個別事	協議会(専門部会含む)におけ	1 回	令和8年度中の協議会における相談支援事業 所の参画による事例検討実施回数
例の検討を 通じた地域	る事例検討	9 か所	令和8年度中の参加事業者・機関数
のサービス	専門部会数	4 部会	令和8年度の専門部会数
基盤の開発・改善	専門部会実施 回数	10 回	令和8年度中の専門部会実施回数

【確保に向けての方策】

地域における相談体制の充実を目指し、総合的・専門的な相談支援を担っていく体制 のあり方について検討します。また、協議会において事例検討を踏まえた地域のサービ ス基盤改善に向けた検討を行い、地域づくりに向け取り組みを進めていきます。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築

サービスを利用する人が、その人にあった適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組の実施に努めます。

【国の基本指針】 令和5年5月19日 告示

■令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標值】

項目	数值	備考
市職員の研修参加	実施	東京都や各専門機関が実施する障害福祉サービスや 支援に関する研修への参加
事業者との情報共有	実施	障害福祉サービス及び相談支援給付費の請求に関す る審査結果についての情報共有

【確保に向けての方策】

障害福祉業務を担当する市職員は、都や専門機関が実施する障害福祉サービスや支援 に関する研修へ積極的に参加し、新たな知識の獲得に努めます。

事業者に対し、都及び専門機関が実施する研修の周知を行います。また、障害福祉サービス費や相談支援給付費の請求に関する審査結果について情報提供し、サービスの質の向上を目指します。

2. 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービスの提供

在宅で介護サービスを受けながら生活をすることができるよう訪問系サービスの基 盤整備を今後も推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排せつ、食事の介護・外出時における移動 支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な 視覚的情報の支援、外出先での排せつ、食事などの支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護など 複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	800 時間 73 人	800 時間 73 人	800 時間 73 人
重度訪問介護	930 時間 3人	1,120 時間 4人	1,120 時間 4人
同行援護	142 時間 11 人	142 時間 11 人	142 時間
行動援護	100 時間	100 時間	100 時間
重度障害者等包括支援	O時間 O人	0時間	O時間 O人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)の年間の実利用人数及び年間の延べ利用時間数をもとに、見込量を推計しました。

【確保に向けての方策】

- ○障害のある人がその人にふさわしいサービス提供事業者を選択することができるよう、広く情報提供を行っていきます。
- ○サービスの質が向上されるよう、サービスの直接の担い手となる従事者に対し、東京 都や東京都社会福祉協議会が開催する研修への参加を働きかけます。
- ○事業者へ第三者評価制度の受審を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを引き続き推進します。

(2)日中活動系サービスの提供

① 介護給付の提供

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、介護者の休養や病気の時など、一時的に障害のある人を預ける短期入所の場など、日中も安心して生活できるよう介護サービスを提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人の休養や病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で 入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4 T A =#	2,204 日分	2,292 日分	2,383 日分
生活介護	108 人	110 人	112 人
療養介護	13 人	13 人	13 人
短期入所(福祉型)	217 日分	230 日分	243 日分
及别人别(福祉空) 	61 人	64 人	66 人
短期入所(医療型)	35 日分	35 日分	35 日分
	11 人	11 人	11 人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数を もとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ○障害のある人やその家族などがその人にふさわしい事業所を選択することができる よう、広く情報提供を行っていきます。
- ○市内及び近隣の事業所の情報を収集し、利用に支障が生じないよう対応に努めます。
- ○必要に応じてグループホームや施設入所支援事業者に、短期入所事業の実施について 要請していきます。
- ○事業者へ第三者評価制度の受審を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを引き続き推進します。

② 身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人が自立した地域生活を営むことができるように、自立訓練(機能訓練・ 生活訓練)サービスの提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練(機能訓練)	対象:身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援などを行います。
自立訓練(生活訓練)	対象:知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相 談支援などを行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	20 日分	20 日分	20 日分
	1人	1人	1人
自立訓練(生活訓練)	120 日分	120 日分	120 日分
	9人	9人	9人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数を もとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

○利用者のニーズにあった施設の情報収集を行い、利用に関する提案や情報提供を行う など、利用調整を進めます。

③ 就労の支援

障害のある人の希望と適性に応じた、多様な働く場の確保に向けて、関係機関との連携を図り、就労を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供する就労継続支援A型事業と雇用契約を結ばない就労継続支援B型事業があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労や就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方が対象)

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	0人	1人	1人
就労移行支援	330 人日分	350 人日分	370 人日分
	21 人	22 人	23 人
就労継続支援(A型)	160 人日分	160 人日分	160 人日分
	8人	8人	8人
就労継続支援(B型)	3, 200 人日分	3, 240 人日分	3, 280 人日分
	200 人	202 人	204 人
就労定着支援	10 人	10 人	10 人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数を もとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ○事業者と連携を図り、障害のある人が一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業など幅広く選択できるよう、必要な支援を行います。
- ○新たなサービスである「就労選択支援」について情報収集し、提供体制の確保に努めます。
- ○一般就労を希望する人には、就労支援センター「エール」を中心に関係機関との連携 を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を 一体的に行います。

(3)暮らしの場の提供

① 居住支援サービスの充実

その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居住支援サービスの充実を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や関係機関との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要がある方には、介護サービス も行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	2人	2人	2人
共同生活援助(グループホーム)	130 人	135 人	140 人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)までの利用者数をもとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

○障害の程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームについては ニーズを検証しながら、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

② 施設入所支援

夜間や休日に安心して施設で専門的な介護が受けられるよう、施設入所支援を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	55 人	55 人	55 人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)までの利用者数や介護者の高齢化により介護が難しくなることを想定し、施設入所待機者の状況やグループホームや在宅への地域移行の状況を考慮し、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ○入所を必要とする障害のある人やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所 利用調整に関する支援を行います。
- ○施設入所支援を利用している人のグループホームや在宅への地域移行については、本 人の意向や能力について施設と情報共有しながら支援に努めます。

(4) 相談支援の提供

① 相談支援の提供

障害のある人の地域での生活を支援するため、計画相談支援、地域移行支援、地域定 着支援を提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害のある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮しをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービスの見込量(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	110 人	115 人	120 人
地域移行支援	2人	2人	3人
地域定着支援	2人	2人	3人

【現状と将来推計の考え方】

- □計画相談支援については、令和3年度から令和5年度(見込み)までの利用者数と障害福祉サービス等の支給決定者数をもとに、見込量を推計しました。
- □地域移行支援や地域定着支援については、入院中の精神障害のある人の支援状況等を 踏まえ、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- ○障害のある人の適切なサービスの利用に向け、きめ細かな支援と、サービス利用者の 実情に応じたモニタリングの実施に努めていきます。
- ○サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者を対象に連絡会を開催し、事 例検討や意見交換等を通じて事業者の質の向上に努めます。
- ○地域生活への移行に向けた相談支援、サービス利用者やその家族等に対して情報提供 等に努めるとともに、関係機関との連絡、調整を行います。

3. 障害児の福祉サービス見込み量と確保策

(1) 障害児通所支援等の提供

障害のある子どもの健やかな成長のために、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等との連携により、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どものさまざまな相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。

【事業の概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、 知識技能の付与、集団生活への適応のための支援等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための支援等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所などに訪問し、子どもや職員に対して、 保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支 援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタ リングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコ ーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズを勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【事業の量の見込み(1月あたり)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
旧本水生土顷	175 人日分	175 人日分	175 人日分
児童発達支援	35 人	35 人	35 人
│ │放課後等デイサービス	1,800 人日分	1,860 人日分	1,920 人日分
放床接寄ナイリーに入	150 人	155 人	160 人
// 太子 & + 明 + 10	4人日分	8人日分	12 人日分
保育所等訪問支援	1人	2人	3人
居宅訪問型児童発達	0人日分	0人日分	0人日分
支援	0人	0人	0人
障害児相談支援	45 人	50 人	55 人
コーディネーターの配 置	2人	2人	2人

【現状と将来推計の考え方】

□令和3年度から令和5年度(見込み)までの実利用人数及び延べ利用日数をもとに見 込量を推計しました。

【実施に向けた考え方】

- ○障害のある子ども及び保護者の意向を尊重するとともに、関係機関との連携により支援に関する情報を共有し、切れ目のない効果的な支援に努めます。
- ○事業者に対して広く情報提供を行い、各サービスにおけるニーズを検証しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ○医療的ケア児に対するコーディネーターの配置は、東京都が実施する研修を受講する ことにより配置します。

(2)発達障害に関する普及啓発の実施

保護者等が子どもの特性を理解し、適切な対応ができるよう、知識の学習や交流の機 会の確保を図ります。

【事業の概要】

事業名	内 容
ペアレントトレーニング	ペアレント・トレーニングでは、子どもの行動変容を目的として、保護者等がほめ方や指示などの具体的な対応方法を獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、保護者等が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング の受講者数	- 人	- 人	6人

【現状と将来推計の考え方】

□保護者等が、必要な知識や対応方法を身に付けるためのペアレントトレーニングについて、将来的な参加人数を見込みました

【実施に向けた考え方】

○保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や対応方法を身に付けられるよう、知識の学習や交流の機会の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1)相談支援事業の充実

障害のある人のライフステージに応じて対応可能な相談支援事業の確立を目指します。また、地域自立支援協議会を中心として、障害のある人の地域生活を支えるネットワークを強化するとともに、障害のある人への差別の禁止や虐待の防止に努めます。

【事業の概要】

事業名	内 容
地域自立支援協議会	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を 行い、地域支援体制の充実を図ります。
障害者相談支援事業	地域活動支援センター「あおば」や地域活動支援センター「ハッピーウイング」において、障害のある人やその家族及び関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行い、自立した日常生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み(年間)】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 2か所		2か所	2か所

【現状と将来推計の考え方】

□福祉センター内の地域活動支援センター「あおば」と福生市と共同で設置した地域活動支援センター「ハッピーウイング」の2か所を見込みました。今後の相談件数の増加や、専門的な相談への対応状況により、相談支援体制の充実について検討します。

【実施に向けた考え方】

- ○相談支援については、福祉センター内にある地域活動支援センター「あおば」を中心 に、地域活動支援センター「ハッピーウイング」や関係機関との連携をさらに強化し、 相談支援事業の一層の充実を図ります。
- ○障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他 の福祉サービスの利用相談などの支援を行っていきます。
- ○発達障害、高次脳機能障害、難病などの相談に対応するため、専門性の高い相談支援 体制の強化を図ります。

- ○福祉、保健・医療、教育など地域の関係機関の関係者から構成する地域自立支援協議 会において、地域課題解決に向けた話し合いを行っていきます。
- ○障害のある人への差別禁止や虐待防止に取り組むとともに、広報はむらや市公式サイトなどで、広く啓発に努めます。

(2) 在宅での自立支援

障害のある人の自立生活や社会参加を促進するため、地域生活支援事業として、地域 活動支援センター事業、移動支援事業、成年後見制度利用支援事業などの必須事業や日 中一時支援事業、訪問入浴サービス事業などのその他の事業を確実に進めていきます。

【事業の概要】

	事業名	内 容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を地域住民に対して行います。
	相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や調整などを行います。また、地域自立支援協議会相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人、保佐人などの報酬等の経費の一部について助成を行います。
	意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通 訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
	手話通訳者養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進の支援者として期 待される手話通訳者の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター事業	障害のある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事、入浴サービスなどを提供します。

	事業名	内 容
その他の事業	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の 確保及び一時的な見守りを行います。
	訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを 行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図りま す。
	自動車改造費助成事業	障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を 助成します。
	ショートステイ事業【市制度】	重度の心身障害のある人の介護をしている人が、疾病や休養などの理由により家庭における介護が一時的に困難になった場合に、障害のある人を短期間保護できるよう支援します。

【事業の量の見込み(年間)】

<必須事業>

、必 次事末と		令和6	6年度	令和7	7年度	令和8	3年度
	区 分	実施見込	実利用見	実施見込	!	実施見込	実利用見
		みか所数	込み者数	みか所数	込み者数	みか所数	込み者数
理	解促進研修 · 啓発事業	有		有		有	
相	談支援事業						
	障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
	地域自立支援協議会	有		有		有	
	基幹相談支援センター	無		無		有	
	住宅入居等支援事業	無		無		無	
成	年後見制度利用支援事業		1人		1人		1人
意	思疎通支援事業						
	手話通訳者·要約筆記者派 遣事業		20 人		20 人		20 人
	手話通訳者設置事業	1か所		1か所		1 か所	
日	常生活用具給付事業						
	介護·訓練支援用具		10 件		10 件		10 件
	自立生活支援用具		7件		7件		7件
	在宅療養等支援用具		10 件		10 件		10 件
	情報·意思疎通支援用具		5件		5件		5件
	排泄管理支援用具	1	1,350 件	1	1,350 件	1	,350 件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2件		2件		2件
	その他		1件		1件		1件
	話通訳者養成研修事業 登録見込み者数)		6人		7人		8人
移	動支援事業(利用実人数) (年間延べ利用時間)	7,5	55 人 00 時間	7,7	57 人 40 時間	7,9	59 人 80 時間
地	域活動支援センター	2か所	55 人	2か所	55 人	2か所	55 人
	あおば		20 人		20 人		20 人
	ハッピーウイング		35 人		35 人		35 人

くその他の事業>

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	5人	5人	5人
訪問入浴サービス事業	2人	2人	2人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人
ショートステイ事業【市制度】	1人	1人	1人

【現状と将来推計の考え方】

□各事業については、令和3年度から令和5年度(見込み)までの実績をもとに推計しました。

【実施に向けた考え方】

- ○障害のある人が、その人にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を提供していきます。
- ○利用者のニーズが高い事業については、広く情報収集を行い、事業者の参入を促進していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画推進のために

(1) 障害のある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容やサービス提供方法など について、実態調査や聞き取り調査などを用いて、当事者やその家族、関係団体の意見 やニーズの把握と反映に努めます。

(2)地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等のさまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や相談支援のあり方、地域生活を支える基盤整備の方向性、市内の地域資源の改善等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

(3)全庁的な推進体制の整備

障害福祉に携わる部署は、障害福祉の担当課だけでなく、子ども、高齢者、健康推進、 雇用、防災、まちづくり、教育など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、全ての職員が障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4)国・都との連携

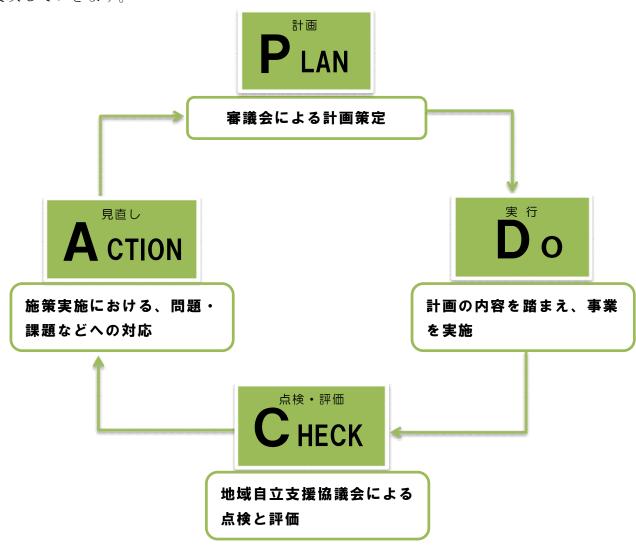
障害のある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や都に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、 その結果に基づいて改善していくという、「PDCA*」のマネジメントサイクルが必要 です。

市においては、庁内における進捗把握とともに、地域自立支援協議会を通じて点検と評価を行い、必要に応じて見直しや改善策の検討を行います。

さらに、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、障害のある人への基礎調査によりニーズの把握に努めるとともに、障害のある人、市民公募委員や、障害福祉関係団体の代表者、公的団体の代表者で構成する審議会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行い、基礎調査及び見直しの結果を次の計画に反映していきます。



資料 編

1. 羽村市障害者計画等審議会条例

平成18年3月31日 条例第18号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)の策定に関する調査及び審議を行うため、市長の付属機関として、羽村市障害者計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の 策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験者 2人以内
 - (2) 福祉施設の代表者 3人以内
 - (3) 福祉関係団体の代表者 3人以内
 - (4) 公共的な団体の代表者 3人以内
 - (5) 関係行政機関の代表者 2人以内
 - (6) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する事務を 所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年9月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月5日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成29年6月15日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条 例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者計画及び障害福祉計画審議会委員の項を次のように改める。

障害者計画等審議会委員	日額9,000円
-------------	----------

(準備行為)

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部 を改正する法律(平成28年法律第65号)による改正後の児童福祉法第33条の20 に規定する障害児福祉計画を策定しようとするときは、この条例の施行の日前において も、審議会は、市長の諮問に応じ、障害児福祉計画の策定に必要な事項を調査及び審議 し、市長に答申することができる。

2. 羽村市障害者計画等審議会委員名簿

氏 名	所属	備考
やまかわ み ち こ 山川 美智子	福祉行政経験者	
すずき しげやす 鈴木 茂泰	羽村市知的障害者相談員	
ねぎし とおる 根岸 徹	社会福祉法人そよかぜ	
芝崎悦子	社会福祉法人コロロ学舎 五乃神学園	
あおき たけひこ 青木 岳彦	羽村市福祉センター	
チャット きょの 三井 清乃	特定非営利活動法人 羽村市手をつなぐ親の会	
小池角雄	FHMの会	
古澤寿実	声のボランティア 桑の実	
雨倉 久行	町内会・自治会	会長
こやま たまえ 小山 玉恵	羽村市社会福祉協議会	
小林 あや子	民生・児童委員協議会	
村上 邦仁子	西多摩保健所	
とやま ゆうすけ 外山 裕介	羽村特別支援学校	副会長
長谷川 裕美	市民公募委員	
ちしゃき っぎお 樗木 次男	市民公募委員	

3. 審議会の審議経過

回	開催日	審議事項など
第1回	令和 5 年 3 月22日	・委嘱状の交付 ・計画の概要について ・計画策定のための基礎調査について ・今後のスケジュールについて
第 2 回	6月6日	・障害者に関する基礎データについて ・計画策定のための基礎調査について ・障害者計画(現計画)進捗状況 ・障害者計画(現計画)の取組みについて
第3回	7月13日	・現状と課題整理について ・基本理念・基本的視点について ・基本目標・施策の体系について
第 4 回	8月17日	・施策の展開について ・基本目標 1. ともに生きる地域づくり ・基本目標 2. 安心してサービスを利用できる 仕組みづくり ・基本目標 3. 自立を支援する基盤づくり ・基本目標 4. 就労と社会参加の支援の充実
第 5 回	9月28日	・施策の展開について ・基本目標 5. 安全・安心なまちづくり ・基本目標 6. 障害児の健やかな育成のための 支援 ・障害者・障害児の福祉サービス推進について ・令和 8 年度の目標値 ・障害福祉サービス等の見込み量と確保策
第6回	11月9日	・計画の策定について ・計画の推進について ・資料編について
第7回	12月13日	・羽村市障害者計画・第7期羽村市障害福祉計画 及び第3期羽村市障害児福祉計画の答申(案) について
12月27日		市長へ答申

4. 用語解説

※本文中において用語の説明がされているものは、省略しております。

あ(ア)行

愛の手帳 (15ページ)

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、東京都愛の手帳交付要綱に定める知的障害者であることの証票として都知事が交付するもの。

アスペルガー症候群 (120ページ)

知的な遅れがなく、見た目や行動などからはわかりづらいため、気づくのがとても難しい発達障害の一つ。「コミュニケーションの障害」「対人関係の障害」「限定された物事へのこだわり・興味」などを特徴とする。現在の医療現場ではより包括的な診断である"自閉スペクトラム症"という診断を用いることが多くなっている。

アクセシビリティ(55ページ)

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす 語。特に、障害のある人や高齢者等ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいか という意味で使われることが多い。

医療的ケア児 (3ページ)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア (人工呼吸器による呼吸管理、 喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である子ども。

インクルーシブ教育 (32ページ)

障害の有無によらず、誰もが地域で共に学ぶ教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進む中、平成25年7月に成立した改正障害者基本法で理念が盛り込まれた。

運営適正化委員会 (57ページ)

福祉サービス利用者の苦情等を適切に解決し利用者の権利を擁護する目的でスタートした。利用者が、自力で解決できない事業者とのトラブルを、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介をしたり、サービスや利用者の財産管理が適切に運営されているかを調査し、助言・勧告をする。

か(カ)行

グループホーム (共同生活援助) (21ページ)

共同生活を営む住居で、主に夜間において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の 日常生活上の支援を行う。施設利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇 活動等の社会生活上の支援も行う。

さ(サ)行

重症心身障害児 (38ページ)

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。医学的診断名ではなく、児童福祉行政上のサービスを提供するための定義(呼び方)

ショートステイ【市制度】(35ページ)

重度心身障害者の介護を行う者の病気その他の理由により、障害のある人が居宅において介護をうけることができない場合に、緊急で障害のある人を短期間、施設等で預かり、必要なサービスを提供する。

障害者虐待防止法 (4ページ)

障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するために施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を発見した者に対する通報義務を課すことが定められている。

障害者週間(31ページ)

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者総合支援法(3ページ)

障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律 として成立した。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援 事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

障害者優先調達推進法 (66ページ)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の略称。国や地 方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措 置を講じることを定めている。

自立支援医療 (16ページ)

障害のある人等に対して、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は 社会生活を営むために必要な医療のこと。障害のある子どもの生活の能力を得るために必 要な医療(育成医療)、身体障害者の更生のために必要な医療(更生医療)、精神疾患によ る通院のための医療(精神通院医療)の3種類

身体障害者相談員 (56ページ)

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者やその保護者の相談援助を行う民間協力者。

身体障害者手帳 (13ページ)

身体障害者福祉法に基づく障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

スクールカウンセラー (76ページ)

学校に配置されているカウンセラー。児童・生徒の心の問題に注目し、生活上の問題や 悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家

スクールソーシャルワーカー (76ページ)

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

ストマ (23ページ)

病気等によって手術でおなかに新しくつくられた便や尿の排泄の出口のこと。

精神障害者保健福祉手帳 (16ページ)

精神障害者が一定の障害にあることを証明するもので、所持することによりさまざまな 福祉サービスを受けることができる。

成年後見制度 (29ページ)

知的障害、精神障害や認知症等で判断能力が不十分になった人が、社会生活を営むうえ で必要な契約(売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約等)に際して、 不利な契約を結ぶことがないよう支援する制度のこと。

た (タ) 行

第三者評価 (54ページ)

福祉サービス第三者評価のことで、東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」等、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、都民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表している。

知的障害者相談員 (56ページ)

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者やその保護者の相談援助を行う民間協力者。

ディジー図書 (55ページ)

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人向けの、デジタル録音された音声による本

特定医療費(指定難病)(19ページ)

平成27年1月1日から「難病医療法」が施行され、厚生労働大臣が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方に、医療費助成が行われている。施行当初は110疾患だった指定難病は、令和2年4月現在では333疾病に拡大されている。

な(ナ)行

内部障害 (13ページ)

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害の総称をいう。

難病 (6ページ)

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れの少なくない疾患、②経過が慢性にわたり、精神的・経済的にも負担の大きい疾患をいう。 平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者(児)の対象に難病が加わり、障害福祉サービス等の対象となった。

日常生活用具 (23ページ)

障害のある人の在宅での日常生活の利便を図るため給付されるもので、特殊寝台、特殊 便器、拡大読書器等がある。

ノーマライゼーション(51ページ)

障害の有無や違いがあることによって区別されることなく、すべての人が主体的に自分の意志で生活を送り社会に参加することができる社会であるという理念のこと。

は(ハ)行

発達障害(5ページ)

自閉症、アスペルガー症候群*その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類似する障害で、その症状が通常幼児期・少年期・青年期に発現するもの。

はばたきファイル (32ページ)

子どもの障害等の早期発見(就学前)から就労に至るまでの一貫した支援のために、関係機関との連携や情報の共有を図ることを目的に市が作成したファイルのこと。

パブリックコメント (5ページ)

公的な機関が規則あるいは計画などを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・ 改善案などを求める手続きをいう。

バリアフリー (31ページ)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いる。

ピアカウンセリング(56ページ)

障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図る こと。

PDCA (108ページ)

さまざまな分野で品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し (Action)」を順に実施していくもの。

福祉教育 (45 ページ)

国、地方公共団体、民間団体及びボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育をいう。最近では、お互いの交流を兼ねながら、障害のある人自らがその体験等の話をする「福祉講話」が小・中学校で行われている。

福祉的就労 (28ページ)

一般就労の困難な障害のある人が、各種の施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉有償運送事業 (30ページ)

NPO法人や社会福祉法人等が、障害のある人や高齢者等、一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に行う有償移送サービスのこと。

副籍交流 (75ページ)

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもって行う直接的な交流や間接的な交流のこと。

ヘルプカード (52ページ)

障害等があり援助を必要とする人が携帯することで、いざというときに必要な支援や配 慮を周囲の人にお願いするための手段となるもの。

ヘルプマーク(52ページ)

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのマークのこと。

補装具 (59ページ)

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子等がある。

ま(マ)行

マル都 (19ページ)

東京都福祉保健局が実施している医療費助成のうち、難病等医療・大気汚染関連疾病・被爆者の子に対する医療・小児精神病・妊娠高血圧症候群等を対象疾病とした医療費助成制度の総称

や (ヤ) 行

ユニバーサルデザイン $(44^{\circ}-\overline{y})$

「だれもがはじめから利用しやすいように、施設・もの・サービス等に配慮を行う」という考え方で、「全ての人のためのデザイン」とも言われる。

ら (ラ) 行

ライフステージ (30ページ)

人間の障害を発達段階や年齢で区切ったそれぞれの段階をいう。 羽村市生涯学習基本計画においては、ライフステージを次のように区分している。

乳幼児期	少年期	青年前期	青年後期	壮年期	高齢期	
(0~5歳)	(6~15歳)	(16~22歳)	(23~39歳)	(40~64歳)	(65歳~)	\rangle

リハビリテーション (64ページ)

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

レスパイト (79ページ)

「小休止」「息抜き」「休息」を意味し、介護者が一時的に介護から離れ、リフレッシュや休息をとる「介護のため」のケアを指す言葉。